

さくら咲き 夢さき 人さき 文化さく

さくら 育み学びあい プラン

～大好きなさくら市をもっと育もう～

第二次さくら市生涯学習推進計画

〔後期計画〕

基本構想 平成29年度～令和8年度

基本計画〔後期〕 令和4年度～令和8年度

さくら市生涯学習推進本部

はじめに



本市は、「さくら市での『暮らしを楽しめる』まちづくり」を基本理念に掲げています。人生 100 年時代と言われる今、大切なのは暮らしを楽しむこと、そして健康を重視し、身近な自然を慈しみながら、文化・芸術に親しんでいける地域づくりを目指すことです。

そのために重要なファクターは、私たち市民一人一人が生涯にわたって学び、知識や技術等を獲得していく生涯学習を推進することにあります。

本市ではこれまでも、生涯学習の推進に注力してまいりました。平成 29 年 3 月には「第二次さくら市生涯学習推進計画」を策定し、市民の皆様が「さくら市が好き」と実感できることをテーマに取り組んでまいりました。

そして、このたび、近隣市町にも進んだものとして認識いただいている生涯学習の取組を更に推進すべく、「第二次さくら市生涯学習推進計画後期計画」を策定いたしました。この計画は、これまでの前期計画の基本理念を受け継ぐとともに、「生涯学習によるまちづくり」をさらに推進できるように見直しを図ったものです。これまでの成果を引き継ぎ、「人育て」「まち育み」「未来づくり」の3つの重点プロジェクトをより一層推進してまいります。

誰もがいつでもどこでも「学びあい」、学んだことを「生かしあい」ながら暮らしを楽しむことができるまちを目指し、市民の皆様とともに「大好きなさくら市」を育み、「さくら市での『暮らしを楽しめる』まちづくり」に取り組んでまいりますので、より一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見・御提言を賜りました、さくら市生涯学習推進協議会委員の皆様をはじめ、市民意識調査やパブリックコメントを通じて御意見をいただきました関係各位に深く感謝申し上げます。

令和 4 年 3 月

さくら市生涯学習推進本部長

さくら市長 花塚 隆志

目次

- 第1章 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - 第1節 策定の趣旨・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - 第2節 計画の性格と役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - 第3節 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - 第4節 計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

- 第2章 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - 第1節 生涯学習とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

 - 第2節 生涯学習をめぐる状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 社会状況の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 国・県の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (3) さくら市の生涯学習に関する状況・・・・・・・・ 7
 - (4) 生涯学習における現状及び前期計画の推進状況から見える課題
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

 - 第3節 基本理念と施策目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (1) 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (2) 施策目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (3) 施策の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

- 第3章 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
 - 第1節 施策の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

 - 第2節 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
 - 施策目標Ⅰ 生涯にわたり学び続けるための基盤の充実・・・・・・・・ 27
 - 施策目標Ⅱ いつでも・どこでも学びあえる機会の充実・・・・・・・・ 30
 - 施策目標Ⅲ 学びの成果を生かしあえる機会の充実・・・・・・・・ 34
 - 施策目標Ⅳ 出会い・ふれあいを広げて深める機会の充実・・・・・・・・ 35
 - 施策目標Ⅴ 市民の生涯学習を支援する体制の整備・・・・・・・・ 36

第4章	重点プロジェクト（生涯学習によるまちづくり重点事業）	38
第1節	重点プロジェクトの意義	38
第2節	重点プロジェクトの内容	38
★重点プロジェクト1	“人育て”プロジェクト	39
★重点プロジェクト2	“まち育み”プロジェクト	40
★重点プロジェクト3	“未来づくり”プロジェクト	41
★3大プロジェクト+1	越えて 高めて つなぎあうプロジェクト	42
第5章	計画の推進と進行管理	46
第1節	計画の推進体制	46
	（1）さくら市生涯学習推進本部	46
	（2）さくら市生涯学習推進協議会	46
第2節	計画の進行管理と評価	47
	（1）PDCA サイクルによる計画の進行管理	47
	（2）評価指標	47
	（3）施策目標別目標設定	47
資料編		
	・第二次さくら市生涯学習推進計画〔後期計画〕の策定経過	52
	・さくら市生涯学習推進協議会 委員名簿	54
	・さくら市生涯学習推進協議会 条例	55
	・さくら市生涯学習推進本部 設置規則	56
	・さくら市生涯学習推進協議会への諮問	58
	・さくら市生涯学習推進協議会からの答申	60
	・前期計画期間における事業・取り組み一覧	65
	・用語解説	74
	・さくら市内生涯学習関係施設	79

第1章

計画の概要

第1章の「計画の概要」では、計画策定の趣旨、計画の性格と役割、計画の期間、計画の構成を示しています。

第1節 策定の趣旨・目的

生涯学習は、一人一人の市民が自発的意思に基づき、自己に適した手段・方法を選択しながら、生涯を通じて行うことが基本です。

一方、グローバル化や情報化、少子高齢化等の社会の急激な変化に伴い、市民の学習ニーズが多様化・高度化するとともに、地域課題も複雑さを増しています。

こうした状況の中、市民の自発的意思を尊重し、多様化する市民のニーズにあっても、その選択可能性を保障するための条件を整備するとともに、市民の学習活動を支援しながら、社会全体で生涯学習の振興を図ることを本計画の目的とします。

第2節 計画の性格と役割

本計画は、さくら市が策定する「第2次さくら市総合計画（平成28年度～令和7年度）」の基本構想に掲げる将来の都市像の実現に向けて、生涯学習施策の基本的な考え方や方向性を示すもので、生涯学習によるまちづくりを推進するための個別計画です。

本計画は、第2次さくら市生涯学習推進計画の基本構想と前期基本計画の内容を継承しながらも、現状の生涯学習における施策を整理し、令和4年4月から令和9年3月までの5年間で行う生涯学習によるまちづくりを実現するための主要課題を明らかにすることで、それらの計画的な達成を目指しています。

また、令和3年3月策定の「第2次さくら市総合計画後期基本計画（令和3年度～令和7年度）」では、新たに、各施策とSDGs（平成17年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標）との関連性について示されたことから、本計画においてもSDGsの視点に立って生涯学習施策に取り組んでいくものとしします。

第3節 計画の期間

第2次さくら市生涯学習推進計画の期間は、平成29年4月から令和9年3月までの10年間であり、前期計画（平成29年4月～令和4年3月）と後期計画（令和4年4月～令和9年3月）に分けています。

後期計画は、時代の変化や前期計画の成果と課題等を踏まえた上で策定し、独立した冊子として発行することとします。

年度	2006	2007～ 2011	2012～ 2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
	H18	H19～ H23	H24～ H28	H29	H30	H31 R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
総合計画	第1次さくら市振興計画 【2006～2015】			第2次さくら市総合計画【2016～2025】									
				前期基本計画【2016～2020】					後期基本計画【2021～2025】				
推進計画	第一次さくら市 生涯学習推進計画			第二次さくら市生涯学習推進計画									
	前期計画 後期計画			前期計画					後期計画				

※Hは、「平成」 Rは、「令和」を示す



第2次総合計画



第2次総合計画後期基本計画



生涯学習推進計画



生涯学習推進計画後期計画



第二次生涯学習推進計画

第4節 計画の構成

本計画は、5章で構成されています。

第1章は、「計画の概要」として、計画の趣旨と目的、計画の性格と役割、計画の期間と構成を示しています。

第2章では、「計画の基本方針」として、生涯学習をめぐる状況を分析し、基本理念・施策目標・基本施策等、生涯学習の推進を図るための基本的な考え方を示しています。

第3章では、施策目標に基づいて展開する主な施策の取り組みを示しています。

第4章では、生涯学習によるまちづくりの重点事業である、3つの「重点プロジェクト」とそれをさらに推進するための「重点プロジェクト+1」について示しています。

第5章では、本計画の推進体制や計画に関連する指標、進行管理と評価について示しています。

第2章 基本的な考え方

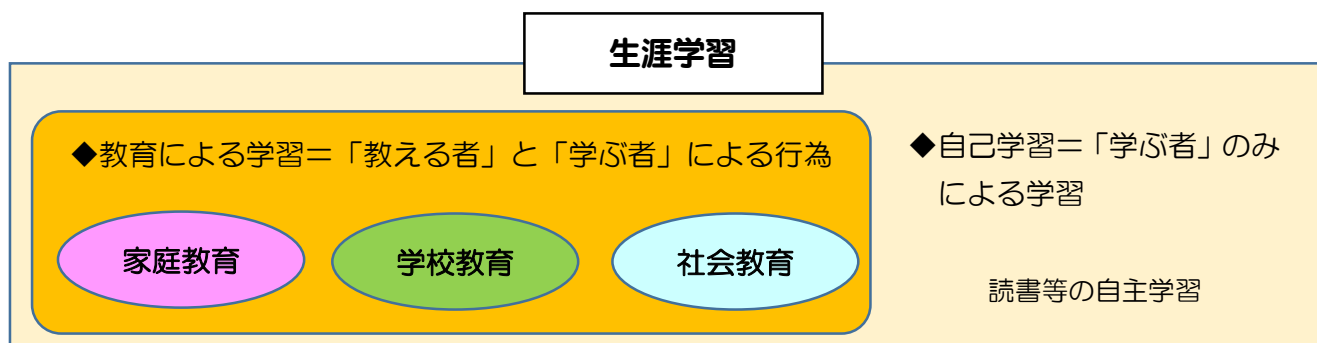
第2章の「基本的な考え方」では、生涯学習をめぐる状況を分析し、基本理念・施策目標等、生涯学習の推進を図るための基本的な考え方を示しています。

第1節 生涯学習とは

生涯学習とは、生活の向上・職業上の能力の向上や自己の充実を目指し、一人一人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするもので、必要に応じ、可能な限り自己に適した手段や方法を自ら選びながら、生涯を通じて行う学習です。

生涯学習には、学校や社会の中で意図的、組織的な学習活動として行われるものだけでなく、人々のスポーツ活動、文化活動、趣味、レクリエーション活動、ボランティア活動や社会貢献活動等の中で行われる、あらゆる学習活動が含まれます。

生涯学習の概念は次のように表すことができますが、生涯学習社会の実現に向けては、家庭教育・学校教育・社会教育の3つが連携しながら取り組んでいくことが重要です。



第2節 生涯学習をめぐる状況

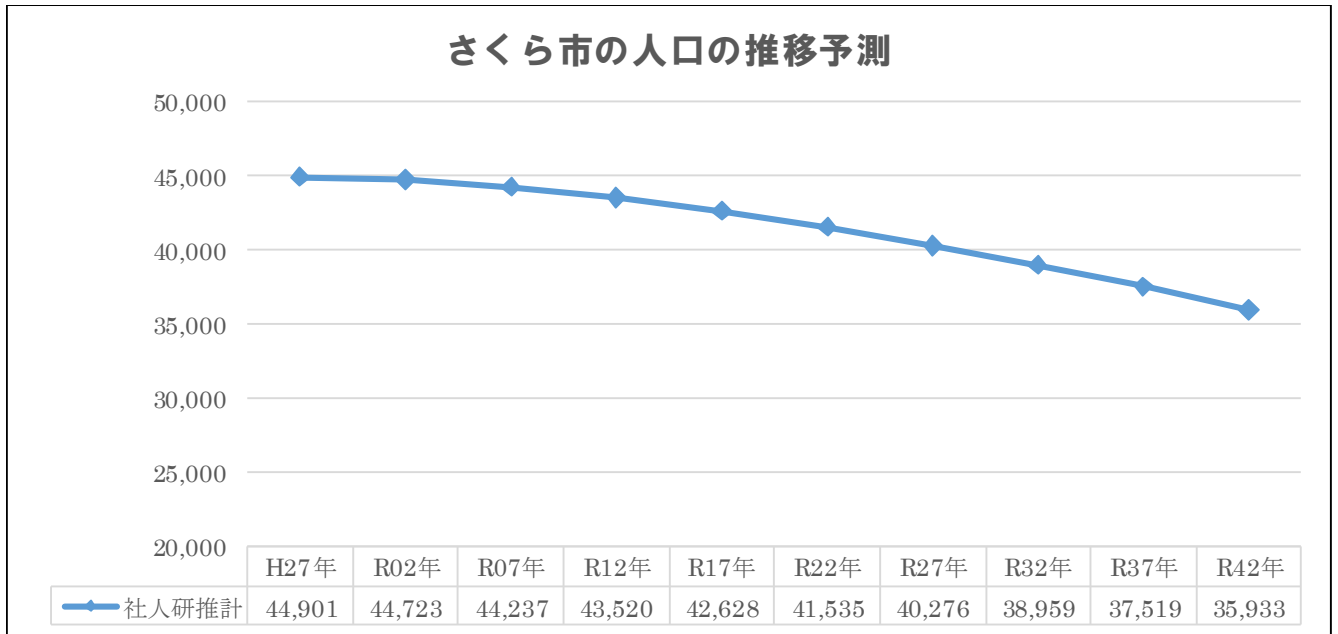
(1) 社会状況の変化

① 人口減少と少子高齢化の進行

国立社会保障・人口問題研究所が発表した人口推計によると、近い将来、全国の大多数の都市で大幅な人口の減少が生じると予測されています。本市も例外ではなく、市の発足以来、人口が増加傾向にありましたが、今後はゆるやかに減少していくことが予想されています。

また、ある海外の研究では、平成19年に日本で生まれた子どもの半数が107歳より長く生きると推計されており、日本は健康寿命が世界一の長寿社会を迎えています。「人生100年時代」に向けて、市民が生涯を通じて目標や生きがいをもって生きられるとともに、これからの社会を生きる子ども達に故郷への愛情や誇りを醸成し、地域を支える担い手になれるよう、生涯学習の機会や地域における活躍の機会を充実させていく必要があります。

「人生100年時代構想会議 中間報告」(平成29年12月)より

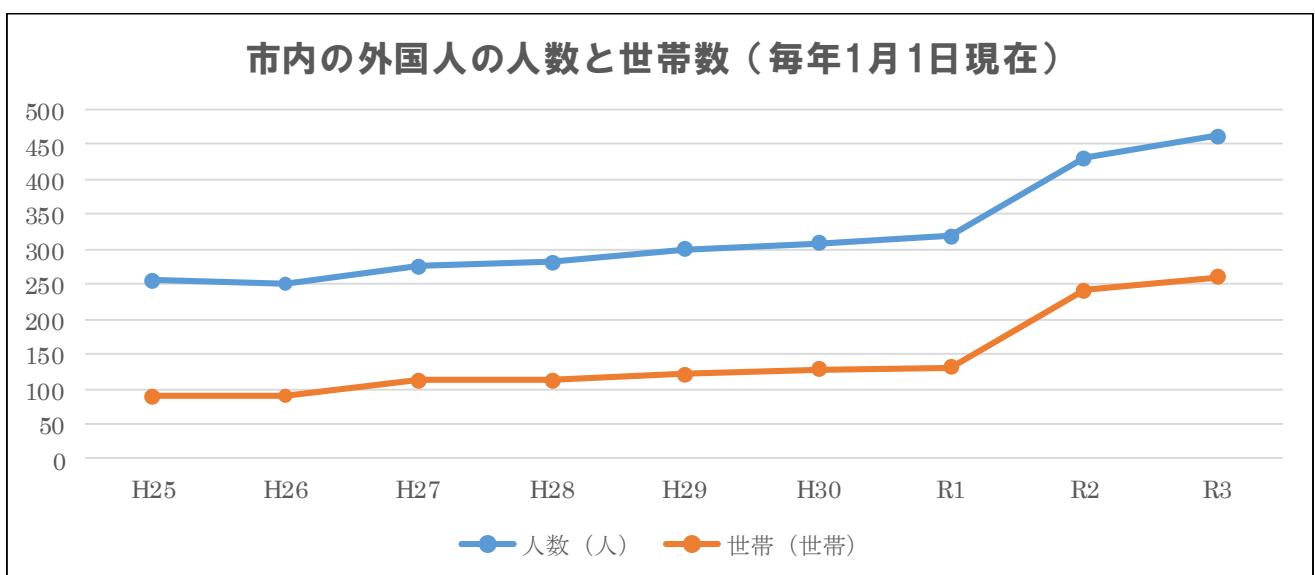


（「第2次さくら市総合計画」より一部引用。「社人研推計」とは、国立社会保障人口問題研究所が示した人口推計の考え方に基づいて行ったもので、小数点以下の処理の関係で実際の国立社会保障人口問題研究所の推計値とは異なります。）

② グローバル化の進展

現代社会は、情報通信技術の進展、交通手段の発達等により、社会的・経済的に国や地域を超えて世界規模でその結びつきが深まり、あらゆる面でグローバル化が進展しています。

今後の世界の動きを正しく予測することは困難ですが、これからも市内で生活する外国人が増加し、地域の一員として活動する機会も増えていくと考えられます。外国人が地域コミュニティの一員として受け入れられ、地域において活躍できるよう、お互いの文化や考えを尊重し理解しあう学習の機会を設け、多文化共生社会を築いていく必要があります。



総務省 住民基本台帳人口及び世帯数（市区町村別）より

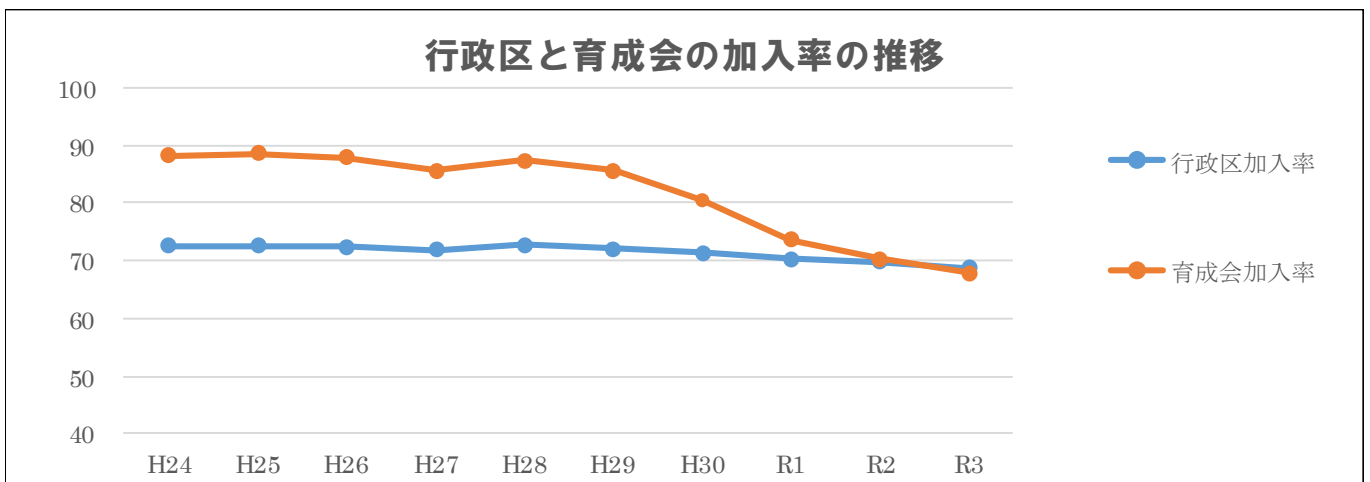
③ 急速な技術革新

近年の情報通信技術の急速な進展は、人口減少や少子高齢化が進行する中で直面する様々な社会的課題を解決するものとして期待されています。これらの技術は、いつでも、どこでも多様な情報を得ることを可能にし、日常生活だけでなく、学習の機会にも大きな変化をもたらすことが期待されています。生涯学習を推進する上で、これまでの集合型・対面型の学びの機会だけでなく、情報通信技術を活用したオンライン講座の実施等新たな手法での学びを取り入れていく必要があります。

また、様々な年代において、膨大な情報の中から必要な情報を的確に読み取り、主体的に判断していくために必要な資質・能力を育成することも必要になっています。

④ 地域のつながりの変化

情報通信技術の発達や核家族化の影響により、自治会や育成会の加入率の低下や地縁的なつながりの減少等、地域コミュニティの姿にも変化が見られます。一方で、各学校の行事やボランティア活動には多くの保護者や地域住民の参画を得られる等、学校を核として幅広い層の地域住民がつながっています。これらの強みを生かし、学校と家庭・地域がより一層連携・協働して、地域社会の活性化を図る必要があります。



⑤ 自然災害、集団感染症等

近年、局地的な大雨の増加や気温の上昇等、気候変動による災害が多発し、今後もさらに悪化することが懸念されています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会活動が大きく制限されました。

これらの自然災害や集団感染症等の課題に対し、必要な知識を得たり課題解決に向けて共に学び合ったりする機会を充実させることは、人々の「命を守る」ことに直結します。学びを通じて人々の生命や生活を守る「命を守る生涯学習、社会教育」という視点が今後ますます重要になっていきます。

(2) 国・県の動向

社会状況の変化を踏まえ、国においては「第3期教育振興基本計画（平成30年6月）」を策定しました。教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む等、「第1期教育振興基本計画（H20～H24）」及び「第2期教育振興基本計画（H25～H29）」と同様に、生涯学習の視点を大変重視しています。5つの基本的な方針の一つに「生涯学び、活躍できる環境を整える」を掲げ、人生100年時代を見据えた生涯学習の推進等を教育政策の目標としています。

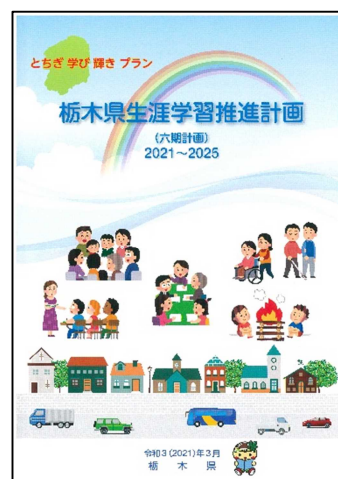
この計画を受け、県においては「栃木県教育振興基本計画2025」を令和3年2月に策定し、今後5年間の栃木県の教育行政の基本方針を示しました。また、令和3年3月には、県の生涯学習を推進するための基本方針を示した「栃木県生涯学習推進計画（六期計画）」を策定しました。六期計画では目指す県民像を「主体的に学び、多様な人々と協働し、生き生きと行動できる県民」とし、その実現に向けた基本目標を「学び、つながり、活躍できる人づくり」としました。また、3つの方向性として「①自己を高める ②多様な主体がつながり、参画する ③活力ある地域を創る」を示しています。



第3期教育振興基本計画



栃木県教育振興基本計画2025



栃木県生涯学習推進計画（六期計画）

本計画では、これらの国や県の各種プランとの整合を図ります。

(3) さくら市の生涯学習に関する状況（市民アンケートから）

① 調査概要と回答者の属性

市では、第二次さくら市生涯学習推進計画〔後期計画〕の策定に向けて、令和2年2月から3月にかけて、市民意識調査を実施しました。

調査対象者：さくら市内在住の成人 2,000 人（20 歳以上）

調査方法：郵送配付及び郵送回収

回収結果：下表のとおり

発送数	回答者数	回収率
2,000 人	792 人	39.6 %

回答者の属性：下表のとおり

年代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	合計
男性	30	44	48	48	62	84	317
女性	33	50	69	85	78	100	417
無回答	0	0	2	2	5	11	58*
全体	63	94	119	135	145	195	792

※年代、性別ともに無回答も含む

② 調査結果の概要

今回の調査では、本市の生涯学習の現状を明確にするとともに、市民の生涯学習に関するニーズや実態を把握するために、以下の6項目に関する市民アンケートを実施しました。

- さくら市に対する印象
- 学習活動の取り組みについて
- ボランティア活動について
- まちづくりに関する活動について
- 行政支援のあり方について
- 文化振興について

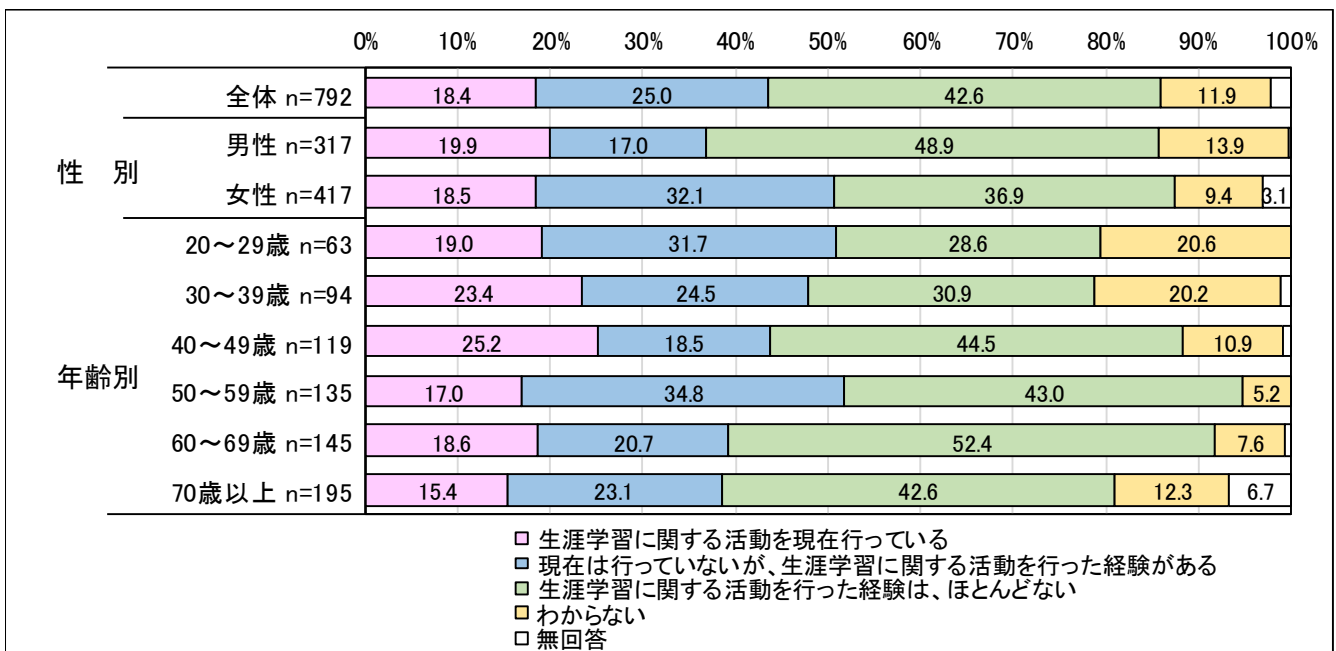
全 38 個の質問に対する回答の中から、本計画の推進に関わりの大きい項目を、次のア～キのとおり示します。なお、各項目のnは回答数を表しています。また、集計結果は、端数処理の関係で合計値が 100%にならない場合があります。

ア. これまでに取り組んだ学習活動

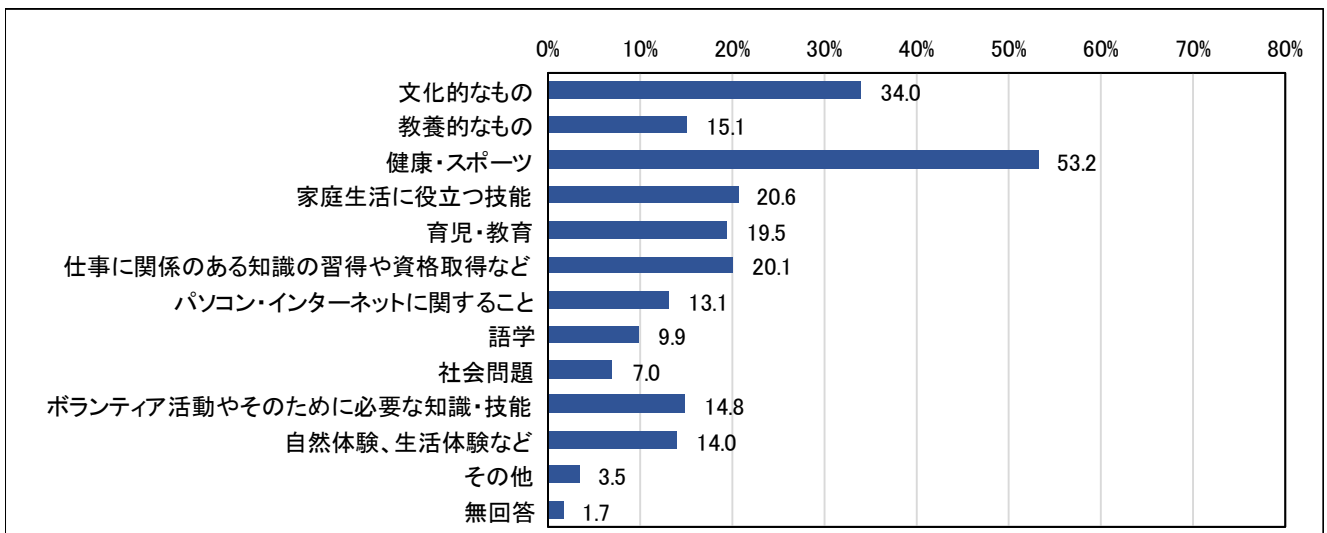
生涯学習に関する活動を現在行っている、あるいは行った経験があると回答した人の割合は、全体で43.4%であり、男性と比較して女性のほうが10ポイント以上高いという特徴が確認できます。また、年代別では、50代と20代で学習経験があると回答している人の割合が高く、ともに50%以上となっています。20代の学習経験の割合が高いのは、10年前の調査でも確認されており、本市の特徴の一つと言えます。

これまでに行った生涯学習の活動については、「健康・スポーツに関すること」が53.2%と最も高く、次いで「文化的なこと」が34.0%となっています。年代別では、どの年代でも「健康・スポーツに関すること」が高くなっており、世代に関係なく何らかのスポーツ活動に取り組んでいることがうかがえます。また、20代と70歳以上では、「文化的なこと」や「ボランティア活動」に取り組んでいる人の割合が他の世代と比較して高くなっています。

生涯学習の活動を行った経験の有無



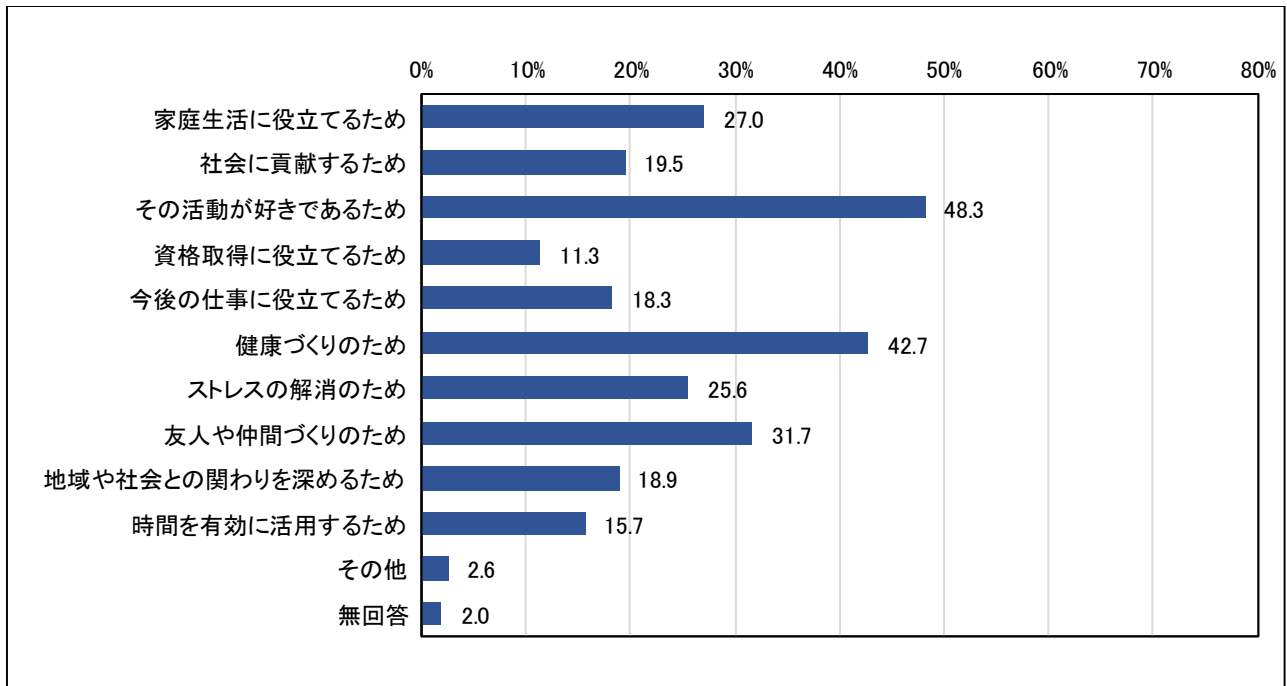
これまでに行った生涯学習に関する活動の内容



イ. 学習活動を行う目的

生涯学習に関する学習を行う目的については、「その活動が好きであるため」が全体で48.3%と最も高く、次いで「健康づくりのため」が42.7%、「友人や仲間づくりのため」が31.7%となっています。年代別で特徴的な傾向としては、70歳以上で「友人や仲間づくりのため」、「地域や社会との関わりを深めるため」と回答した人の割合が、他の年代と比較して高くなっています。

生涯学習に関する活動を行う目的

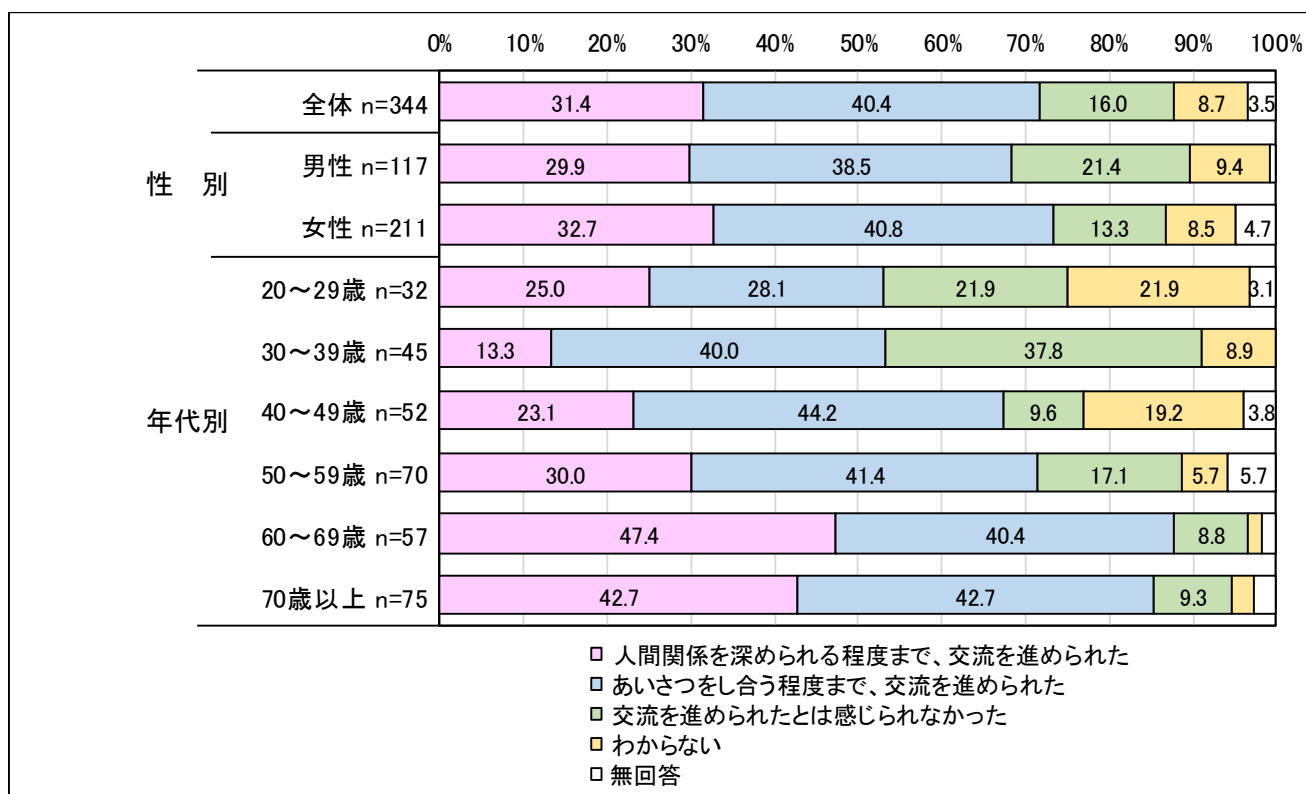


ウ. 学習活動を通じた市民の交流

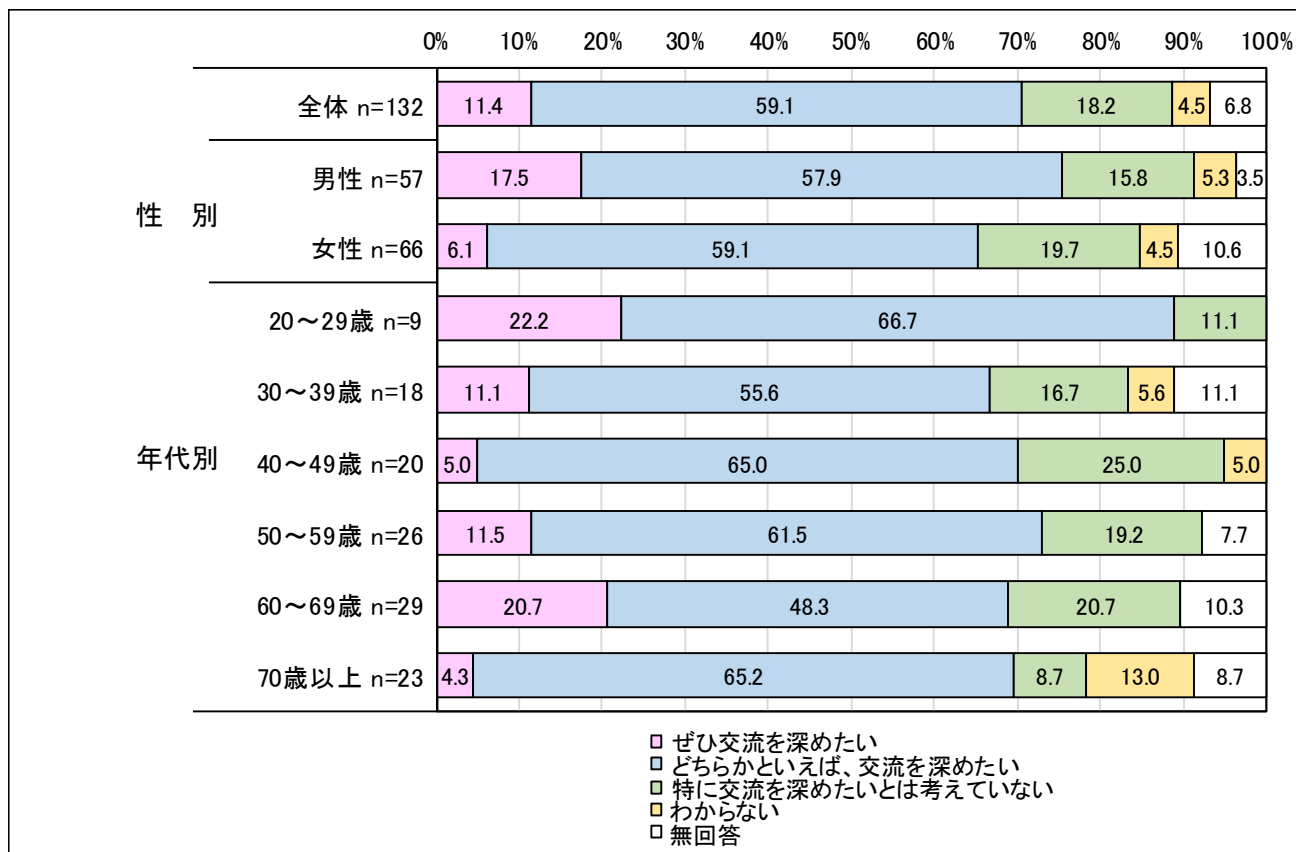
生涯学習に関する活動を行っている人の多くは、活動を通して市民と交流を進めることができた」と回答しています。全体では、71.8%の人が「人間関係が深められた」、「あいさつしあう関係になった」と回答しています。この割合は、年代が上がるにつれ高くなり、60代と70歳以上では、85%以上の方が活動を通して市民と交流を進められたと回答しています。

また、今後生涯学習に関する活動を「ぜひ行いたい」または「どちらかといえば行いたい」と回答した人のうち、活動を通して他の市民との交流を「ぜひ深めたい」「どちらかといえば深めたい」と回答した人は70.5%になっています。この割合は、20代で一番高く、88%以上の方が交流を深めたいと回答しています。

生涯学習に関する活動を通じた交流の有無



生涯学習に関する活動を通じた交流の意思

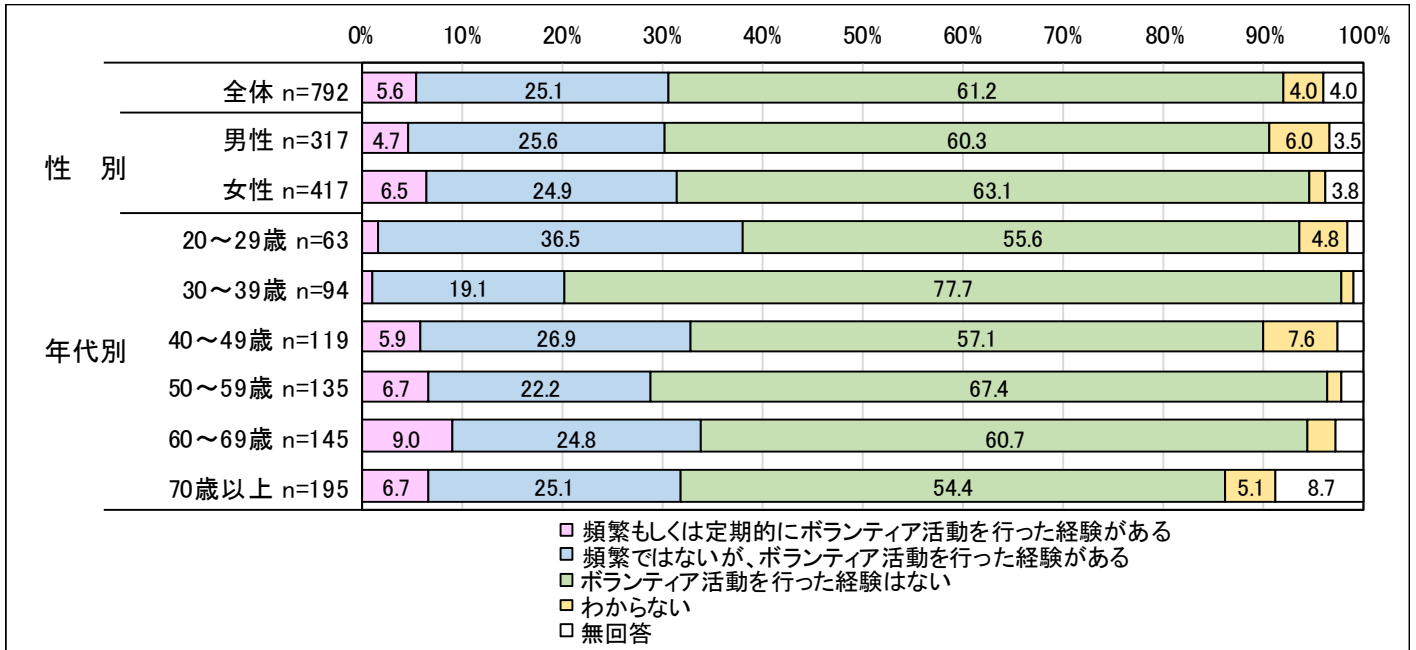


エ. ボランティア活動

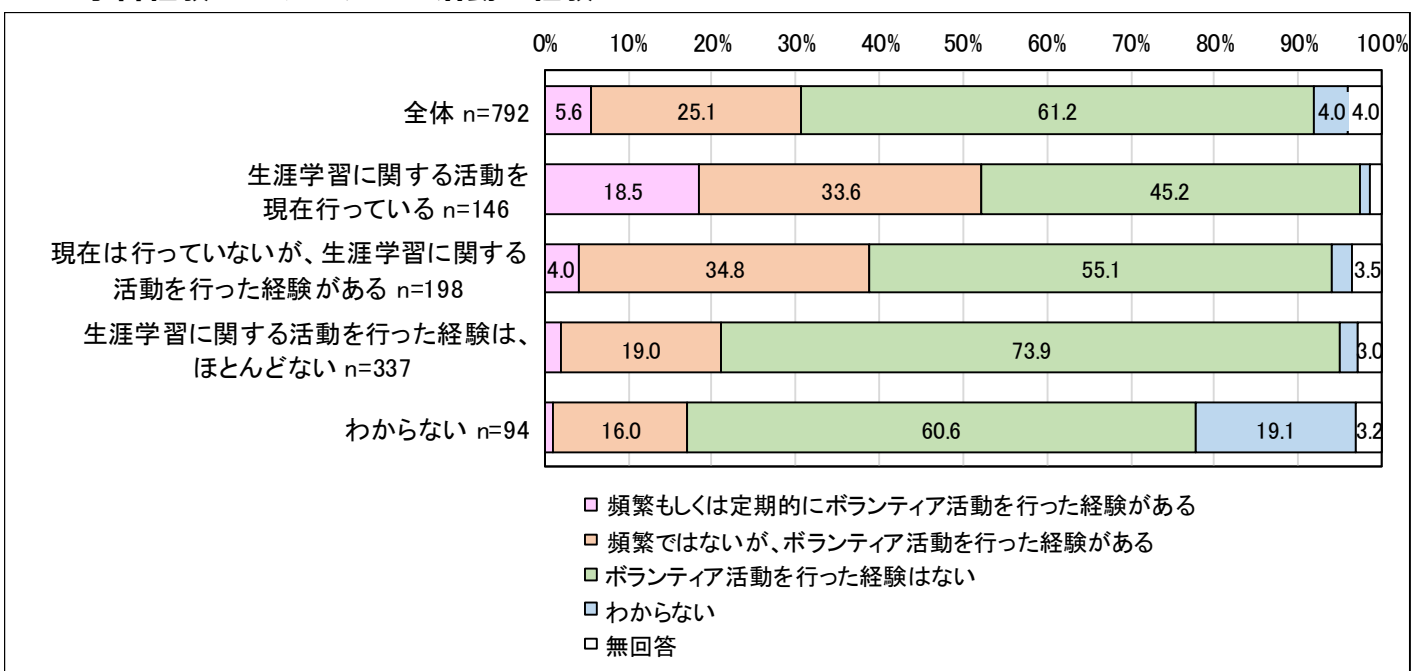
これまでのボランティア活動の経験について、「頻繁もしくは定期的にボランティア活動を行った経験がある」「頻繁ではないが、ボランティア活動を行った経験がある」と回答した割合は、30.7%でどの世代でも同じような割合を示しています。その中でも、20代が38.1%と最も高く、これは5年前の市民意識調査と同様の結果となっています。

また、下のグラフは、学習経験の有無とボランティア活動の経験の相関を示したものです。これによると、何らかの生涯学習に関する活動を行っている人ほどボランティア活動に取り組んだ経験があることがわかります。学んだ成果を活動に活かしていることが伺えます。

この5年間でボランティア活動の経験の有無



学習経験とボランティア活動の経験



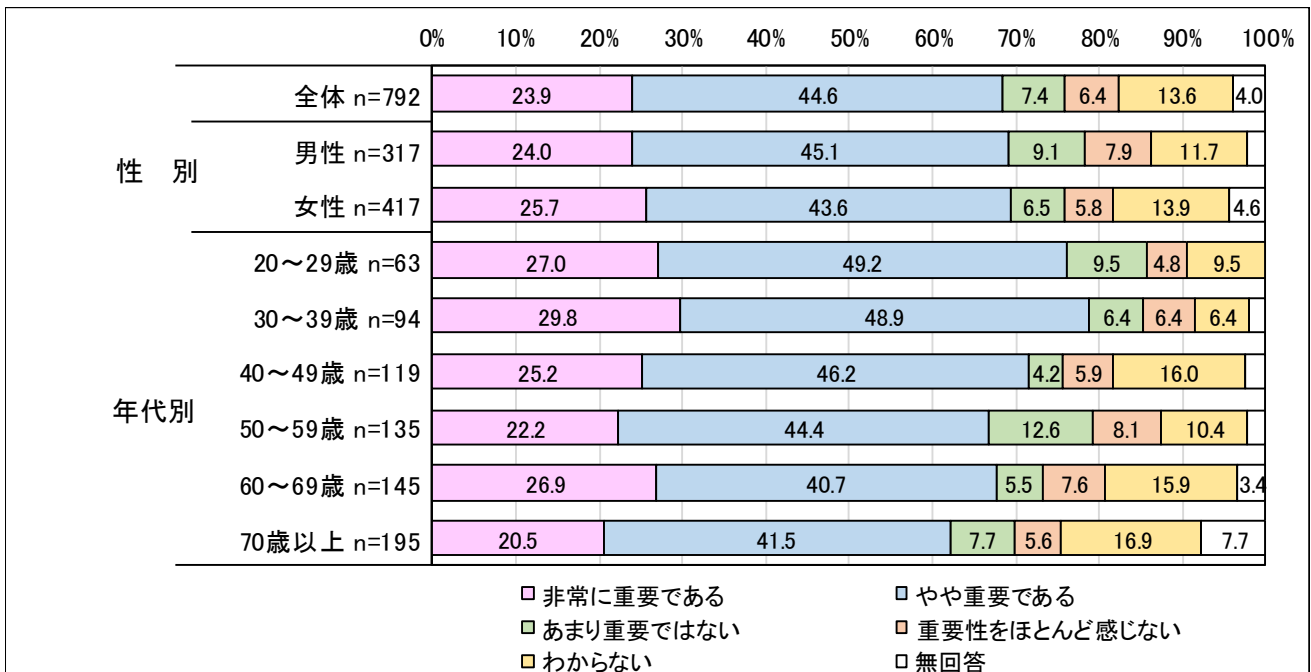
才. 行政の支援

一人一人の生涯学習やボランティア活動を積極的に行政が支援していくことを「非常に重要である」「やや重要である」と回答した人の割合は高く、年代が下がるにつれその傾向は高くなっていることが分かります。支援の内容としては、「講座や教室の充実」、「仲間づくりや交流が進むような機会の充実」、「生涯学習に関する情報提供の充実」が高い割合を示しています。

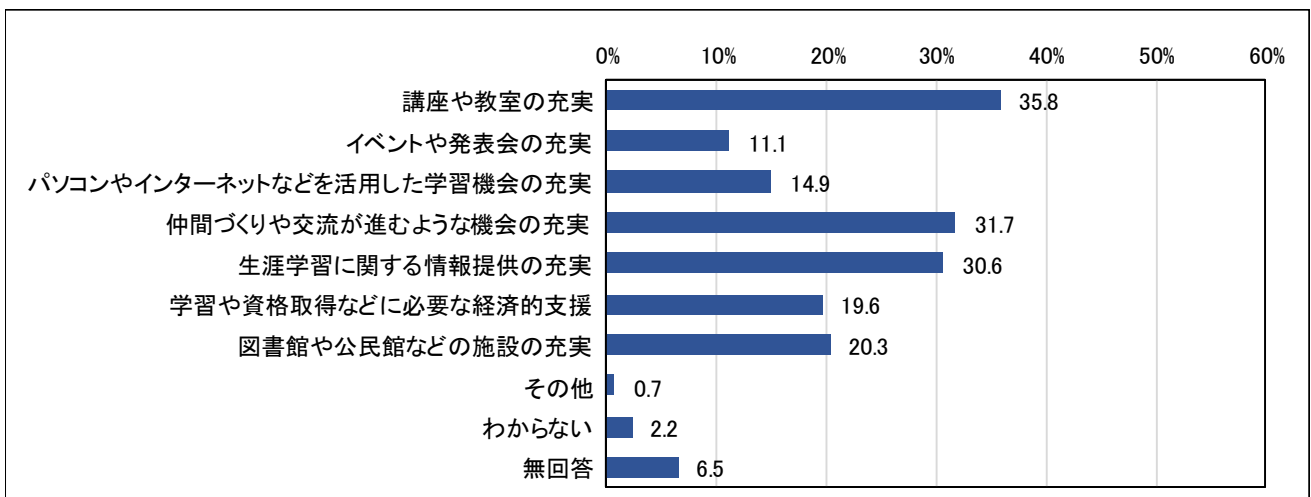
また、次ページのグラフは、学習経験の有無及びボランティア活動の経験と行政支援の重要性についての相関を示したものです。学習活動やボランティア活動に取り組んでいる人ほど、行政支援が重要であると回答しています。

※前期計画期間において実施した本市の生涯学習に関する講座や事業・取り組み等の一覧を本計画の資料編に掲載しています。

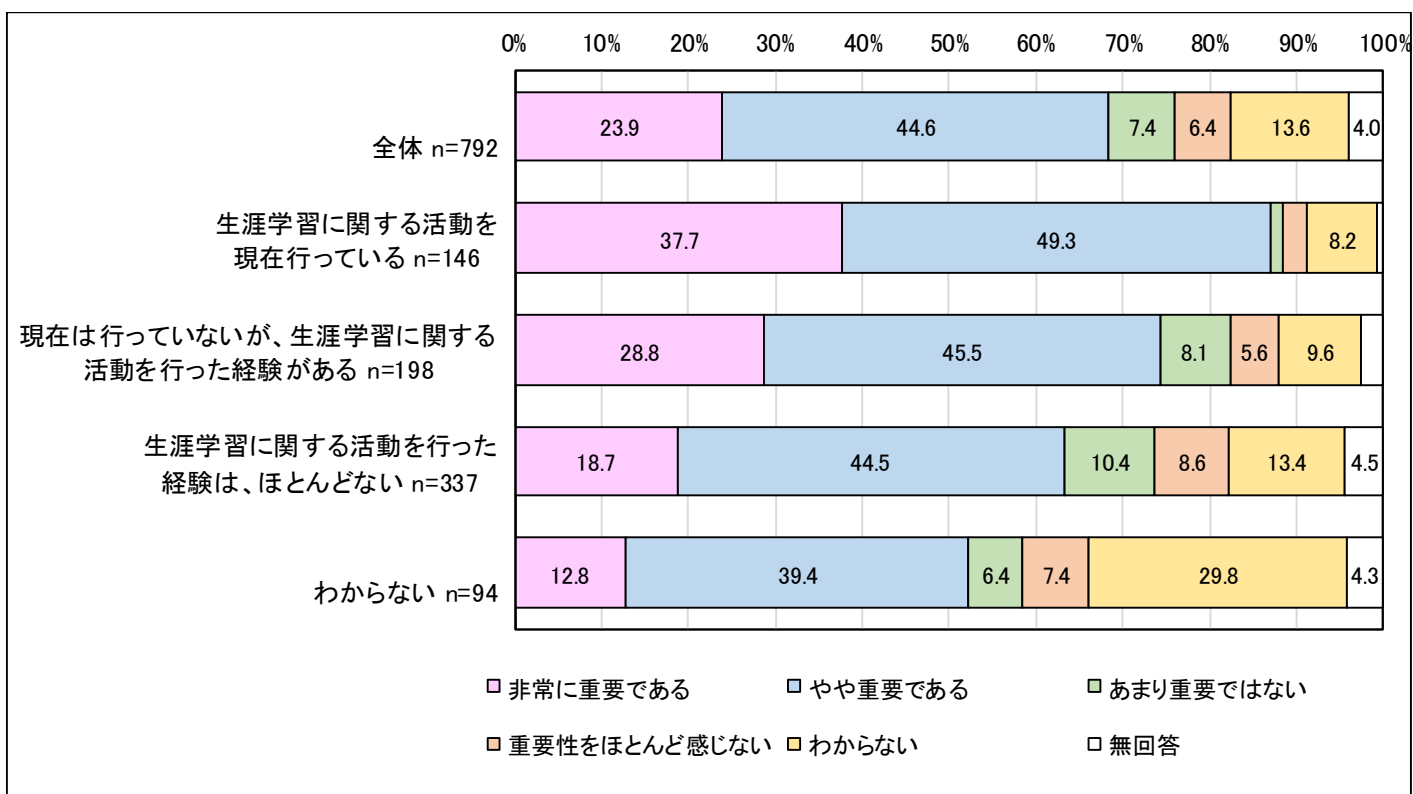
行政支援の重要性



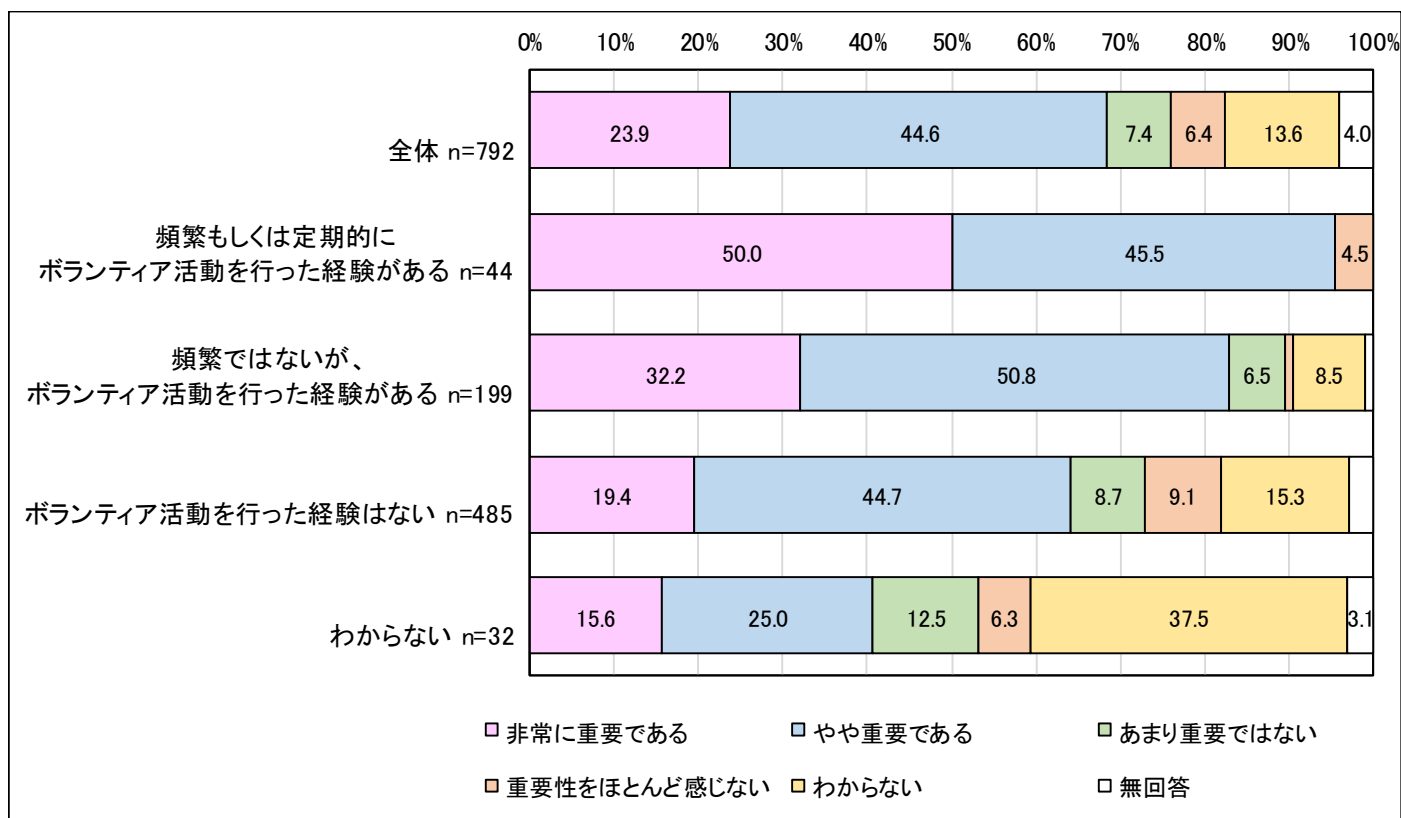
行政支援を充実させたい機会



学習経験と行政支援の重要性



ボランティア活動の経験と行政支援の重要性

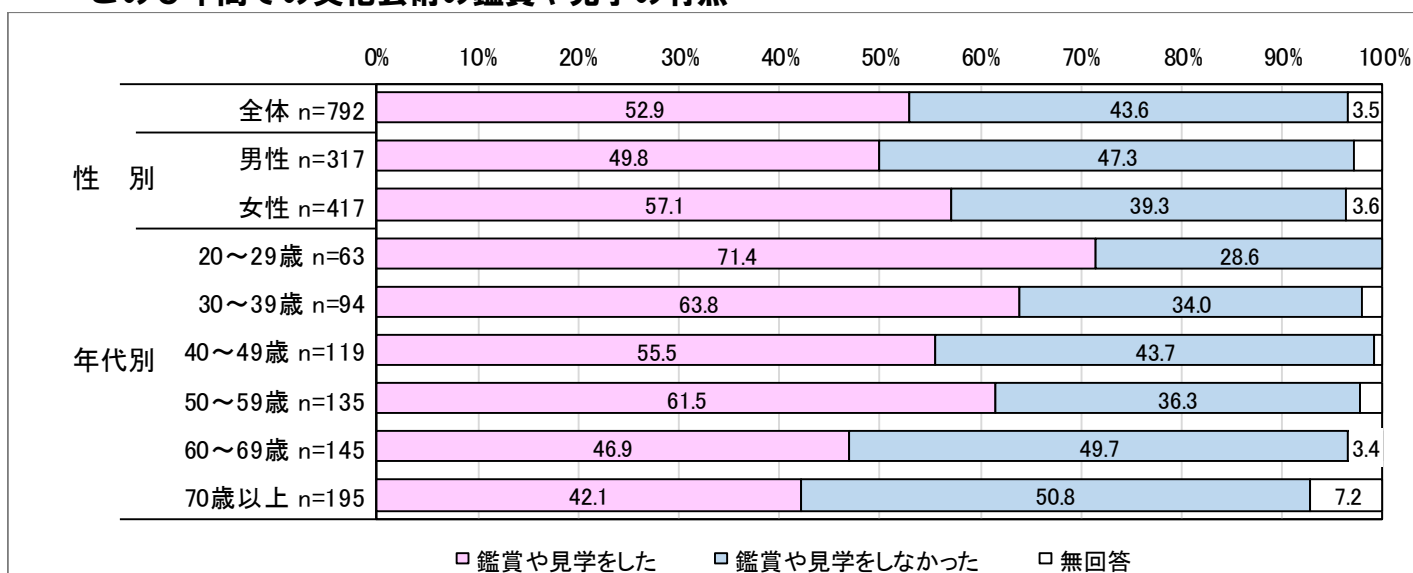


カ. 文化芸術活動

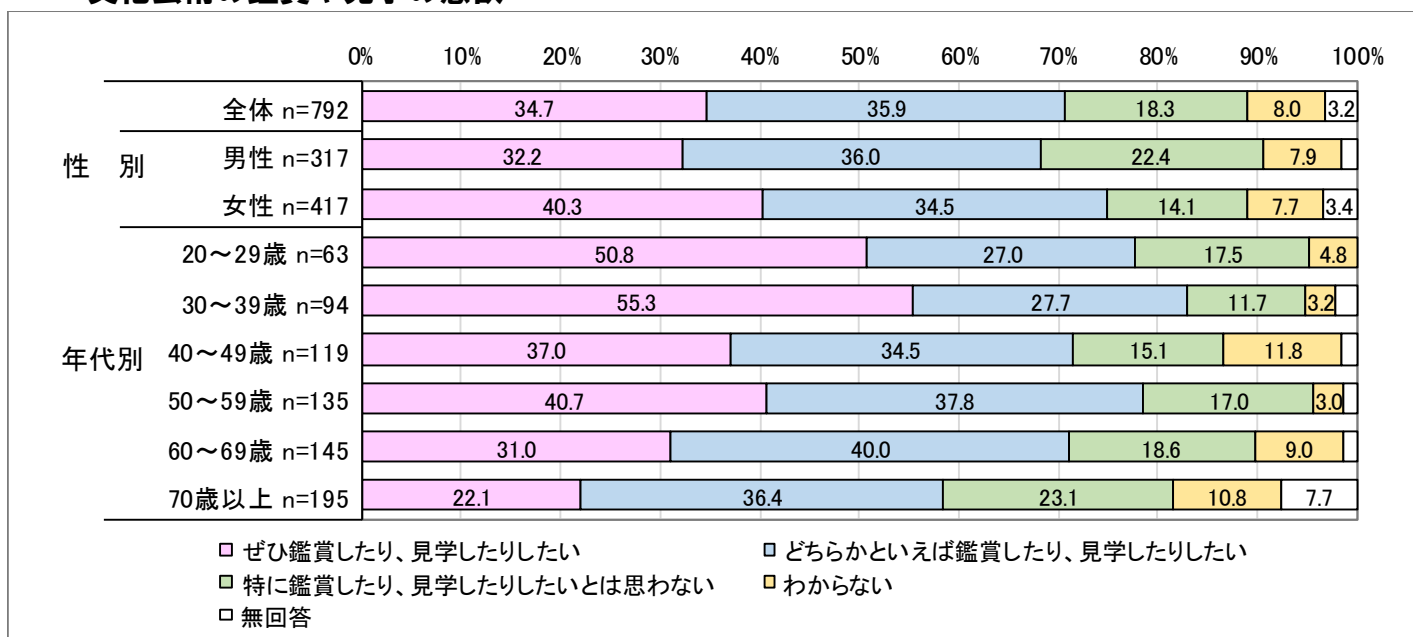
この3年間に「文化芸術」を鑑賞したり、見学したりしたと回答した人の割合は、全体で52.9%となっており、男女別では男性が49.8%、女性が57.1%と女性の方が高くなっています。年代別では、20代から50代の各年代で50%を超えており、特に20代は71.4%と高い割合となっています。

今後、「文化芸術」を「ぜひ鑑賞したり、見学したりしたい」「どちらかといえば鑑賞したり、見学したりしたい」と回答した人の割合は、全体で70.6%となっており、どの年代でも60%を超える高い割合となっています。また、鑑賞したり、見学したりしたい分野については、全体で「音楽」が39.0%と最も高く、次いで「メディア芸術」が29.2%、「美術」が25.4%、「演劇・舞踊等」が20.4%となっています。年代別で特徴的なのは、20代と30代で「メディア芸術」が最も高く、情報通信メディアの利用率の高い年代であることが伺えます。

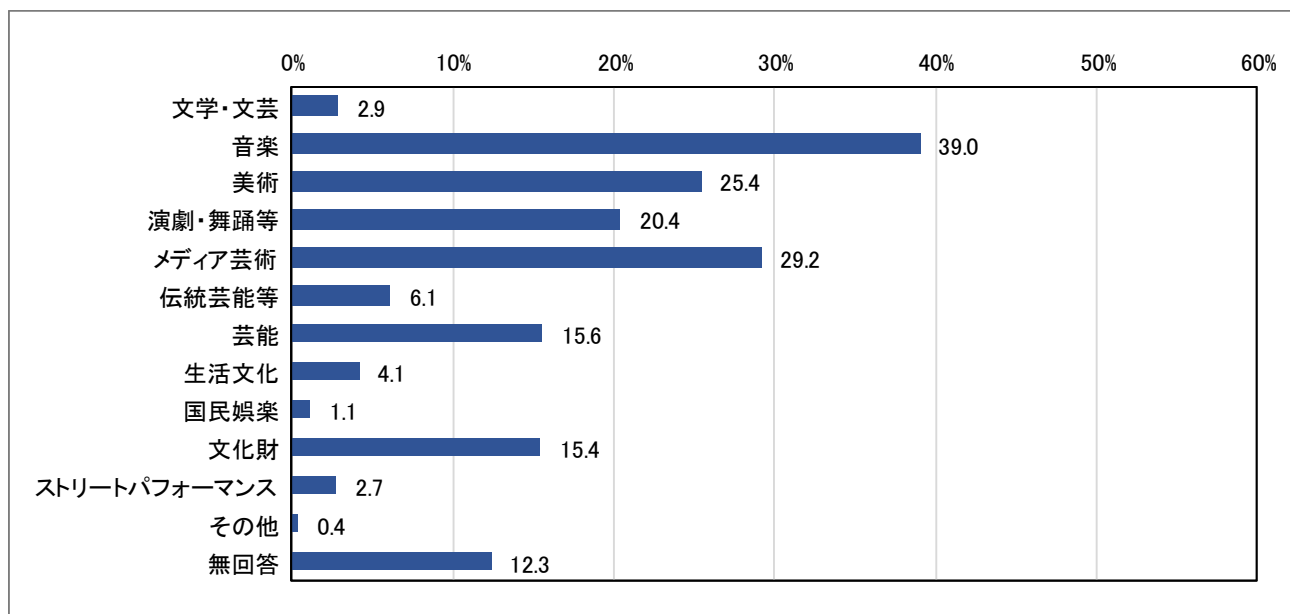
この3年間の文化芸術の鑑賞や見学の有無



文化芸術の鑑賞や見学の意欲



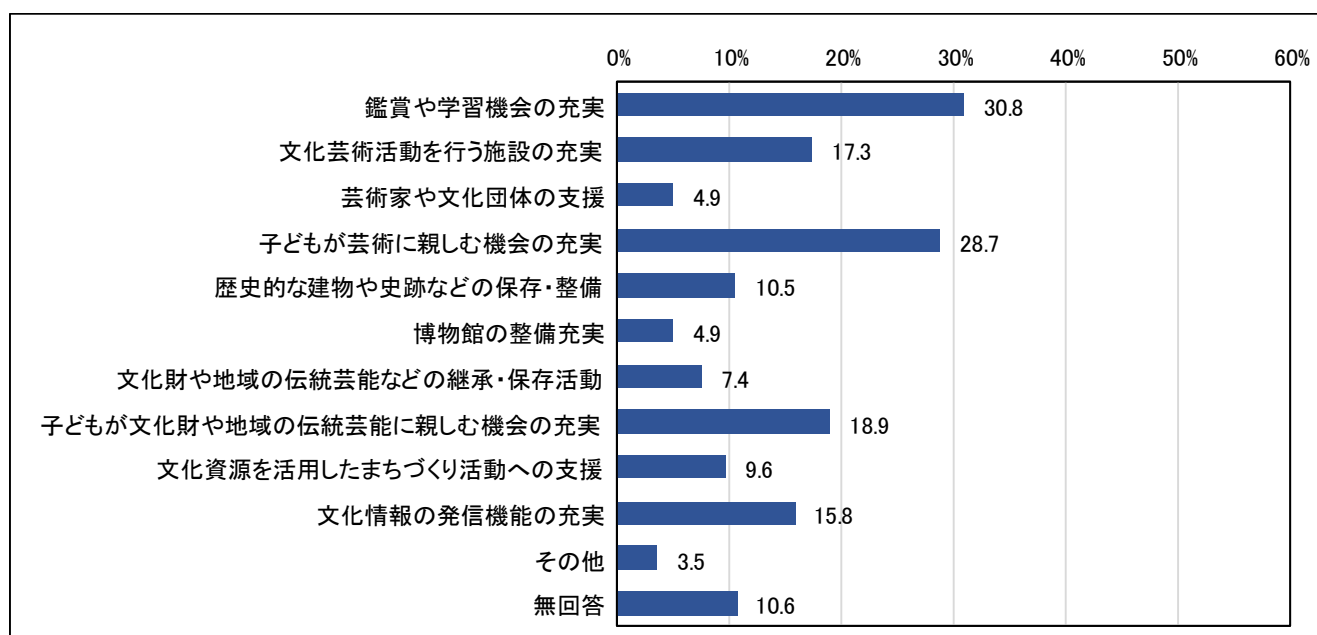
鑑賞や見学をしたい文化芸術の分野



キ. 文化芸術振興のために市が取り組むべきこと

本市の「文化芸術」を振興するために、市が積極的に取り組むべきことについて、全体では「鑑賞や学習機会の充実」が30.8%と最も高く、次いで「子どもが芸術に親しむ機会の充実」が28.7%、「子どもが文化財や地域の伝統文化に親しむ機会の充実」が18.9%となっており、年代別でも各年代で高い割合を示しています。年代別で特徴的なのは、30代と40代で「子どもが芸術に親しむ機会の充実」が最も高く、子どもがいる場合が多いと思われる若い世代で子どもを対象とした取り組みに関するニーズが高くなっています。

文化芸術振興のために行政が取り組むべき事項



(4) 生涯学習における現状及び前期計画の推進状況から見える課題

① 人口減少・少子高齢化による人口構成比の変化を踏まえた事業の検討

少子高齢化が進行し、社会の担い手が減り続けていく中、子ども達一人一人にふるさとへの愛情や誇りを醸成し、社会に貢献できる大人に育てることが大切です。また、人生100年時代に向けて、市民が生涯を通じて目標や生きがいをもって生きられるよう、生涯学習の機会の充実や地域において学びの成果を生かして活躍できる機会を充実させていく必要があります。

② 安心・安全な環境の整備

年間を通して、さまざまな団体が生涯学習施設を活用した生涯学習に取り組んでおり、利用者が安全に安心して活動できるように、各施設の修繕や安全管理を行ってきました。

しかし、多くの施設が経年劣化しており、施設使用の多様化、新しい生活様式による施設使用の在り方を検討する時期であること等を踏まえ、市の財政状況に見合う実効性のある改修等を実施し、生涯学習の拠点として安全に利用できる環境を整える必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を引き続き講じるとともに、オンライン等の新しい学習形態に対応できる環境の整備を行う必要があります。

③ 地域のつながりを強化するための取り組みの充実

地域のつながりの希薄化が進行する中、新型コロナウイルス感染症の影響により、人々が集う機会がさらに減少し、学びの形態も「集団から個」に変化してきました。

本市においては、学校運営協議会を市内全校に設置し、「地域とともにある学校づくり」を推進すると同時に、地域の大人がつながる機会となるような活動を各校の実情に応じて実施しています。その下地を生かしながら、地域の人々のつながりを深め、コミュニティの形成・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」の取り組みを推進していく必要があります。

また、さくら市における地域差を考慮して、それぞれの地域に応じた取り組みが推進できるように配慮する必要があります。

④ 伝統芸能・文化・歴史に触れる機会の充実

少子高齢化や地域における過疎、市町村合併による地域の再編などにより、伝統文化を承継する人材が不足し、地域固有の歴史文化が失われかねない状況です。とりわけ野州田植唄や代々岩戸神楽などの地域の歴史に根付いた活動や郷土の歴史や文化を次世代に伝えていくことが難しくなっています。

今後は、学校や地域社会などで文化を支える人材の育成や文化に触れる機会の提供などの取り組みを充実させ、ふるさと意識の醸成と文化のさらなる振興を図る必要があります。

第3節 基本理念と施策目標

(1) 基本理念

学ばなければ もったいない、学ぶだけでも もったいない。

私たちは "学びあい" と "生かしあい" の "まち育み" を進めます。

— さくら市での「暮らしを楽しむ」ために —

これまで、第二次生涯学習推進計画に基づき、まちづくりを支える人づくり、地域社会づくりに深くかかわる生涯学習の総合的な推進体制を整備するとともに、市民が学習の成果を生かしてまちづくりに参画する「市民主役の生涯学習によるまちづくり」を進めてきました。

これからの5年間も、先述した生涯学習における現状及び前期計画の推進状況から見える課題を踏まえた上で、「学ぶこと」と「学びの成果を生かすこと」を循環させ、学習活動に参加しないともったいないし、その成果を生かさなないこともまたもったいないという考え方を継承し、生涯学習による「まち育み」をさらに推進していきます。また、生涯学習を通して全ての市民が楽しみながら暮らすことのできるまちづくりを目指し、後期計画における基本理念を「学ばなければ もったいない、学ぶだけでも もったいない。私たちは“学びあい”と“生かしあい”の“まち育み”を進めます。—さくら市での『暮らしを楽しむ』ために—」と定め、あらゆる施策や事業に反映させていきます。

(2) 施策目標

本計画では、基本理念に基づき、次の5つの施策目標を施策の柱として掲げます。

施策目標 I 生涯にわたり学び続けるための基盤の充実

施策目標 II いつでも・どこでも学びあえる機会の充実

施策目標 III 学びの成果を生かしあえる機会の充実

施策目標 IV 出会い・ふれあいを広げて深める機会の充実

施策目標 V 市民の生涯学習を支援する体制の整備

(3) 施策の方向性

5つの施策の柱である施策目標ごとに、施策の方向性を示します。

I 生涯にわたり学び続けるための基盤の充実

① 家庭教育支援の充実

乳児期・幼児期は、人間の土台を築く大切な時期であり、家庭教育は全ての教育の出発点とも言われます。この人間として生きるための基本を習得する時期に、豊かな心や基本的な生活習慣を身に付けられるように、家庭教育に関する学習機会を充実するとともに、地域全体で子どもを育てる活動を推進します。

② 学校教育の充実

多様な子ども達を誰一人取り残すことのないように、「個別最適な学び」と社会とつながる「協働的な学び」を実現していくことが大切です。将来を予測することが困難な時代に、より良い社会と幸福な人生の創り手となるような子ども達を育成するために、学校教育と社会が一体となって教育活動の充実を図っていきます。

③ 学校・家庭・地域の連携・協働の充実

未来を担う子ども達は、様々な環境の中で多くの人と関わりながら成長していきます。これからの時代を生きていくために必要な力とは何かを学校・家庭・地域が共有しながら、同じ目標に向かって協働する活動を推進します。

④ 青少年の地域活動の充実

青少年が様々な体験活動を通して生きる力を身に付けられるように、学校以外の場で行う様々な活動を支援します。また、青少年が地域で活動を行う際には、活動を受け入れる各施設や団体等の協力が重要になりますので、地域ぐるみで青少年を育成する機運を高めるとともに、青少年の活動が広く市民に伝わるように広報活動等も推進します。



地域と学校の連携・協働



青少年ボランティア

II いつでも・どこでも学びあえる機会の充実

① ライフステージに応じた多様な学習機会の提供

社会の激しい変化に対応しながら、健康で生きがいのある生活を送るためには、生涯にわたって学び、他者と協働しながら主体的に社会に参画していくことが求められるため、ますます生涯学習が重要になっていきます。また、持続可能な開発目標（SDGs）にも、誰一人取り残さない世界の実現に向け、生涯学習が推進されています。

生涯を通して学び続け、一人一人が多様な人生を歩むことができるように、誰もが「いつでも・どこでも」学ぶことができる多様な学習機会を提供していきます。

② 地域共生社会の実現に向けた多様な学習機会の充実

地域共生社会とは、「制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会」のことです。この地域共生社会の実現に向けて、他者との交流や学びを通じてつながりを作り、学びあい支えあう地域づくりを進めるための学習の機会を充実させます。

また、外国人との共生・障がい者の学習支援を推進し、性や年齢・障がいの有無や国籍に関わらず、誰もが参加できる多様な学習機会の充実を図ります。

③ 高齢期の学習を促進し、高齢者が活躍するまちづくりの推進

これまで、「教育・仕事・老後」という3ステージが、人生モデルの中心でしたが、人生100年時代を前に、学び直しや長年の職業経験から得た知識や技能を社会に還元すること等が、生きがいづくりに重要になってきます。高齢期は、心身の機能が衰退する時期でもあるので、健康づくりや生きがいづくりを通して、キャリアを充実させ、地域でつながりながら活躍できる機会を創出していきます。



高齢者学級（菜の花講座）

④ 文化芸術の振興

文化芸術は、人々の心にゆとりと潤いを与え、豊かな感受性を養い、創造性を高めるとともに地域社会を活性化する上で必要不可欠なものです。また、文化芸術は郷土への愛着を深め、人と人との交流を生む重要な役割を担うものです。

市民誰もが文化芸術に親しむ機会の充実を図るとともに、さくら市の歴史や伝統等郷土の文化資源を大切に守り育て、次世代へ継承し、その活用を図ることにより、新たな文化の創造につなげていく取り組みを推進します。



伝統文化教室（茶道）

⑤ 生涯スポーツ活動の充実

子どもから高齢者まで、健康で活力ある生活を送るためには、誰もが「いつでも・どこでも・いつまでも」スポーツ活動に親しめる環境が大切です。また、市民アンケートの結果から、これまで行った生涯学習に関する活動、今後行ってみたい生涯学習に関する活動ともに、「健康・スポーツに関すること」と回答した人が最も多いことから、生涯にわたってスポーツ活動に取り組めるように講座や教室、大会等を充実していきます。



総合運動公園の壁打ち施設
(さくら・スポーツ・ウォール)

Ⅲ 学びの成果を生かしあえる機会の充実

① 地域リーダーの育成と活動機会の充実

地域住民が地域コミュニティの望ましい姿の実現に向け、解決すべき地域課題とその対応について学習し、その成果を実践につなげる学習の推進が求められています。今後、地域の課題は多様化・複雑化していくことが予想されますので、地域づくりの要となる人材の育成とその学びの成果を生かして課題解決を図る取り組みを促進していきます。

② 学習成果を発揮する機会の拡充

本市では、「学ぶこと(入力)」と「学習成果を生かすこと(出力)」とを循環させて捉えており、学習活動に参加する市民の裾野を広げて、市全体で盛り上げてきました。また、市民アンケートによると、学びの成果を発揮する機会が身近にないと回答している人の割合が30%以上いることから、今後も学習成果を発揮する機会を拡充していきます。

③ 多様な主体との協働による“まち育み”の推進

市民アンケートの結果から、市民の学習ニーズが多様化していることが伺えます。これらに対応するため、行政内の関係部局が社会教育関係団体等と連携することに加え、企業や地域のNPO団体等の多様な主体との連携・協働によるネットワークづくりを推進します。また、地域と学校が連携・協働することで、地域全体で子ども達の成長を支える取り組みを充実していきます。



さくら市民大学

IV 出会い・ふれあいを広げて深める機会の充実

① 学習活動の支援と学びを通じた交流の機会の充実

市民アンケートの結果から、学習活動やボランティア活動に取り組んでいる人ほど、行政による支援の重要性を感じているとの傾向が見られることから、市民が必要としている情報の提供や活動の支援等を引き続き推進します。また、学ぶこととその成果を生かした活動をすることで交流を進め、つながりを広げる機会を創出します。

② 異世代交流を通じた地域づくりの促進

人口減少や少子高齢化により、地域コミュニティの活力低下や住民同士のつながりの希薄化が憂慮されていることから、地域の身近な伝統的行事やスポーツ活動等、様々な世代が楽しみながら交流する機会を通して地域の一員としての意識や地域への愛着を育み、地域づくりにつながる活動を推進します。



異世代間交流

V 市民の生涯学習を支援する体制の整備

① 生涯学習推進体制の充実

生涯学習の分野は多岐にわたることから、生涯学習推進本部と生涯学習推進協議会の機能を活性化し、全庁的に生涯学習の推進を図ります。

② 生涯学習の場の拡充

生涯学習の様々な分野に対応するために、公共施設以外の活用が必要です。そのために、市内の歴史・自然・環境・商工業等の内容に触れられる場を生涯学習ゾーンとしてネットワーク化し、イベントや学びの場として活用できるように拡充を図ります。

③ 生涯学習関連施設の機能充実

市民の生涯学習を支援し、多様な学習機会の充実を図るために、学びの拠点となる公民館、図書館、体育館等の社会教育施設の機能を充実します。また、個々の学習活動の支援だけではなく、地域の活性化やまちづくり、防災の拠点としての役割も担うため、交流の場として活用できるよう努めます。



サテライトの活用
(Honda 環境学習エリア)



家庭教育支援事業
(子育てハッピーコンサート)



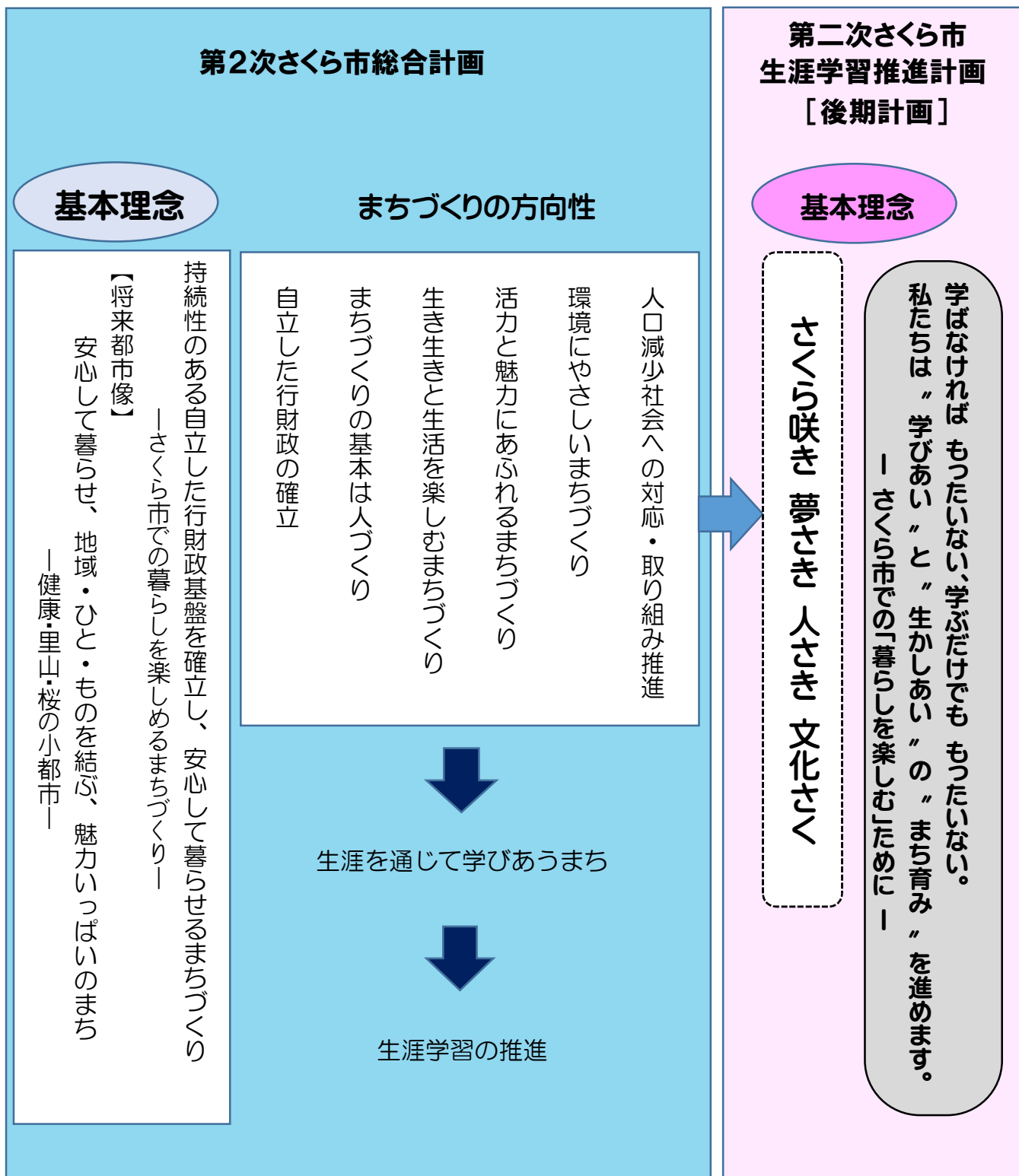
学校教育の充実
(個に応じた指導・GIGA スクールの推進)

第3章

施策の展開

第3章の「施策の展開」では、現状と課題をもとにして、施策目標の達成のために推進する施策の方向性と主な施策・事業等を示しています。

第1節 施策の体系図





前期計画では、本市の事業を細部まで分類し、課題別に整理してありますので、後期計画では、計画の体系に連なる主な事業を掲載します。また、生涯学習は大変多岐にわたることから「第2節 施策の展開」では、力を入れたい事業の中から重点事業（★）を抽出しました。

第2節 施策の展開

I 生涯にわたり学び続けるための基盤の充実

① 家庭教育支援の充実

家庭教育に関する学習機会を充実するとともに、地域全体で子どもを育てる活動を推進します。

施策名	施策の概要	担当課所
家庭における教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> 家庭内における子育てを充実させるため、子育て世代の親等を対象とした講座を開催する。 (★親子応援講座、マタニティ個別レッスン、情報モラル教育) 市民ボランティア等との協働により市民が家庭教育について学ぶことのできる講座の開催や親子で参加できるイベントを開催する。 (家庭教育ボランティア活動) 	こども政策課 健康増進課 学校教育課 生涯学習課
子育て相談支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 家庭内における子育てに関する諸問題について、電話や訪問等による相談支援を行う。 (家庭教育相談事業、子ども家庭総合支援拠点及び家庭児童相談室運営事業、親子支援事業、育てにくい子を持つ親への支援、子育て支援センター) 	こども政策課 健康増進課 学校教育課
親同士の交流機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> 親子で参加できる講座を通して、親子のふれあいの機会を提供するとともに同じ世代の子を持つ親同士の交流の場を提供する。 (エンゼル講座、にこにこ講座) 	生涯学習課 公民館
包括的な子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 安心して子育てに取り組むことができるよう妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行うことのできる体制を整備する。 (子育て世代包括支援センター) 	こども政策課 健康増進課

② 学校教育の充実

学校教育と社会が一体となって教育活動の充実を図っていきます。

施策名	施策の概要	担当課所
確かな学力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の授業力等の向上を図るための研修及び取り組みの充実を図るとともに、各学校に学力向上推進リーダーを派遣する。 （分かる授業の推進、教師の授業力・資質の向上、地域連携教員・社会教育主事有資格者対象研修の充実） ・英語力の向上を図るための取り組みの強化と教員の充実等を図る。 （外国語教育の推進、中学生海外派遣事業） 	学校教育課
心と体の健全育成	<ul style="list-style-type: none"> ・食育の大切さを普及するための取り組み及び栄養教諭による食育指導を実施する。 ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を活用し、体力向上に向けた取り組みを行う。 （健やかな体の育成） ・生命の大切さや豊かな心を育むための知識を学ぶための取り組みや道徳教育の推進を図る。 （豊かな心の育成・道徳教育推進者の養成、読書活動の推進） 	学校教育課 図書館
多様な学習機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な学習の機会を提供するため地域等との連携により校外における地域学習、体験授業の充実を図る。 （地域学習・体験活動の推進、マイチャレンジ事業、国際感覚豊かな人材育成） 	学校教育課 生涯学習課
教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域とともに歩む学校づくり」を推進するため地域住民等とともに学習環境の整備を行う。 （地域が学校を支える体制整備、地域学校協働本部事業） ・各種調査等の結果を活用し学びやすい環境整備を行う。 （学びに向かう学級づくりの推進） 	学校教育課 生涯学習課
学習設備・教材等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎や体育館等の学習施設の不備の改善や利便性の向上を図る。 （学校での安全・安心な環境の確保と情報の共有） ・学習効率の向上する教材の活用を推進する。 （分かる授業のための教材整備） 	学校教育課

③ 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

これからの時代を生きていくために必要な力を学校・家庭・地域が共有しながら、同じ目標に向かって協働する活動を推進します。

施策名	施策の概要	担当課所
課外学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> 地域ボランティア等との協働により子ども達の課外における学習活動の充実を図る。 (★さくら未来塾、放課後子ども教室) 	学校教育課 生涯学習課
学習環境の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> 学校と地域ボランティア、保護者等が連携し学習環境の整備や学校活動の支援等を行う。 (地域と学校を結ぶコーディネーター、地域学校協働本部事業、子ども読書の推進) 	学校教育課 生涯学習課 図書館
地域における人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> 各学校において学校支援に関連する活動を行う人材の育成を推進する。 (学校支援ボランティアの育成) 	学校教育課 生涯学習課

④ 青少年の地域活動の充実

地域ぐるみで青少年を育成する機運を高めるとともに、青少年の活動が広く市民に伝わるように広報活動等も推進します。

施策名	施策の概要	担当課所
青少年健全育成の充実	<ul style="list-style-type: none"> 市民ボランティアや関係機関との連携を図りながら多様な青少年健全育成の取り組みを行う。 (青少年センター事業、高校生選挙事務体験) 	生涯学習課 選挙管理委員会 事務局
青少年ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 青少年の社会参画の機会を提供するとともに、多様な交流、活動を通し豊かな人間性を育むためのボランティア活動の推進を図る。 (青少年ボランティア活動) 	総合政策課 生涯学習課
青少年リーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> 未来の地域を担うリーダーを育成するため青少年に向けた支援や取り組みの充実を図る。 (さくらリーダーズクラブ) 	生涯学習課

II いつでも・どこでも学びあえる機会の充実

① ライフステージに応じた多様な学習機会の提供

生涯を通して学び続け、一人一人が多様な人生を歩むことができるように、誰もが「いつでも・どこでも」学ぶことができる多様な学習機会を提供していきます。

施策名	施策の概要	担当課所
学習のきっかけ作りの充実	<ul style="list-style-type: none"> 多様かつ容易に取り組むことのできる内容の講座を充実させる等、多くの市民が生涯学習を始めやすい環境を整備する。 (成人向け講座) 学びの普及を図るため市内の生涯学習活動実践者等との協働により、市民が生涯学習に興味を持つきっかけとなるような取り組みを行う。 (★生涯学習振興大会) 	生涯学習課 公民館
未就学児の学びの充実	<ul style="list-style-type: none"> 幼少期から学びの楽しみを身に付けることができるよう未就学児を対象とした多様な学びの機会を提供する。 (保育園巡回英語塾、英語にふれあう事業、ブックスタート事業、就学前学習体験) 	こども政策課 学校教育課 図書館 生涯学習課



生涯学習振興大会

② 地域共生社会の実現に向けた多様な学習機会の充実

地域共生社会の実現に向けて、他者との交流や学びを通じてつながりを作り、学びあい支えあう地域づくりを進めるための学習の機会を充実させます。また、外国人との共生・障がい者の学習支援を推進し、性や年齢・障がいの有無や国籍に関わらず、誰もが参加できる多様な学習機会の充実を図ります。

施策名	施策の概要	担当課所
人権尊重思想普及の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に人権尊重思想を普及させるため、人権啓発活動を行う。 （人権啓発活動、地域人権啓発活動活性化事業） 	福祉課 生涯学習課
地域共生社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や各団体等が連携し、全ての市民一人一人が生きがいを持ち、充実した生活を送ることができる社会の実現に向けた取り組みを推進する。 （福祉ボランティア活動支援、男女共同参画推進事業） ・個人が抱える問題を地域で支えあい、全ての市民が安心安全な生活を送ることができる仕組みづくりを推進する。 （包括的支援体制整備事業、地域自殺対策強化事業、再犯防止推進事業、認知症サポーター養成事業） 	総合政策課 福祉課 高齢課 生涯学習課
障がい児者の学びの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児者が多くの市民との交流を持ち、また多様な学びを通し楽しみながら生活を送ることができるよう支援体制の充実を図る。 （応援スペースしゃぼん玉、児童発達支援、放課後等デイサービス） 	福祉課



人権啓発の講座

③ 高齢期の学習促進と、高齢者が活躍するまちづくり

健康づくりや生きがいづくりを通して、高齢者のキャリアを充実させ、地域でつながりながら活躍できる機会を創出していきます。

施策名	施策の概要	担当課所
高齢者向け講座の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢期においても生きがいを持ち健康で心豊かな生活を送ることができるよう、高齢者のニーズにあった多様な講座や教室の充実を図る。 （菜の花学級、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防教室事業、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施） 	総合政策課 市民課 高齢課 生涯学習課 公民館
高齢者の活躍の場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の豊かな経験や知識を活かし社会参画する機会、活躍する機会の充実を図る。 （学校支援ボランティア、生きがいセンター運営事業、シルバー人材センター事業） 	高齢課 学校教育課 生涯学習課 公民館

④ 文化芸術の振興

市民誰もが文化芸術に親しむ機会の充実を図るとともに、さくら市の歴史や伝統等郷土の文化資源を大切に守り育て、次世代へ継承し、その活用を図ることにより、新たな文化の創造につなげていく取り組みを推進します。

施策名	施策の概要	担当課所
文化芸術に触れる機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての市民が文化芸術に親しみ、市民の主体的な文化芸術活動を促進するため、文化芸術の鑑賞機会と参加機会の提供と充実を図る。 （文化振興事業） 	生涯学習課 ミュージアム
文化芸術の担い手育成	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術を支える人材を育成するため、文化活動団体や芸術家の支援を行う。 ・児童・生徒の芸術文化活動への参加機運を醸成するため、優れた文化芸術に直接触れる機会を提供する。 （小・中学校音楽鑑賞教室） 	生涯学習課 ミュージアム
歴史文化資源の保存と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・指定文化財や文化遺産の適切な保存・継承と利活用を推進する。 （資料・施設・文化財の利活用の推進、歴史文化を通じた地域づくり事業、さくら市歴史資料保存・活用事業） ・市の歴史文化を継承していくための人材の育成と支援を行う。 （夏休み伝統文化こども教室、野州田植唄保存会・代々神楽保存会補助事業） 	生涯学習課 ミュージアム

⑤ 生涯スポーツ・健康づくりの充実

生涯にわたってスポーツ活動に取り組めるように講座や教室、大会等を充実していきます。

施策名	施策の概要	担当課所
体力と健康づくり活動	<ul style="list-style-type: none"> ・市民誰もがスポーツを日常的に親しみ、健康の保持・増進につながる取り組みを推進する。 （アクアピクス教室、ウォーキング教室、ニュースポーツ教室） ・生涯にわたって健康で活力ある生活が送れるよう、「健康寿命」の延伸につながる取り組みを推進する。 （生活習慣病予防教室・運動を取り入れた健康教室、減塩の普及啓発、禁煙の普及啓発、健康相談、一般介護予防教室事業） 	高齢課 健康増進課 スポーツ振興課
生涯スポーツの啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・市民誰もが生涯にわたってスポーツに親しめるよう、市民の運動機会の創出を図る。 （地域スポーツ活動の推進、市民1人1スポーツ運動の推進） 	スポーツ振興課
スポーツライフの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・活力ある生涯スポーツ社会の実現を目指すため、誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができる環境づくりを行う。 （市民体育祭、マラソン大会、市民ハイキング、総合型地域スポーツクラブへの支援） 	スポーツ振興課



市民ハイキング

III 学びの成果を生かしあえる機会の充実

① 地域リーダーの育成と活動機会の充実

地域づくりの要となる人材の育成とその学びの成果を生かして課題解決を図る取り組みを促進していきます。

施策名	施策の概要	担当課所
地域リーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題を解決し豊かなまちづくりを進めるためのリーダーとなる人材の育成を推進する。 (★市民大学、地域運営組織支援モデル事業) ・豊かで安心安全なまちづくりを進めるための課題等を分析するとともに市民等との協働によるまちづくりを進めるための核となる職員の育成を図る。 (市民協働推進チーム事業) 	総合政策課 生涯学習課

② 学習成果を発揮する機会の拡充

市民が学習成果を発揮する機会を拡充していきます。

施策名	施策の概要	担当課所
学びを通じた交流機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学びの成果を活用する機会を充実させることで生涯学習に取り組む市民の意欲の向上を図るとともに、学びを通じた市民同士の交流の機会を設けることで生涯学習によるまちづくりを推進する。 (★ゆめ! さくら博、でまえ学び塾) 	生涯学習課 公民館

③ 多様な主体との協働による“まち育み”の推進

社会教育関係団体や企業、NPO 団体等の多様な主体との連携・協働によるネットワークづくりを推進します。

施策名	施策の概要	担当課所
連携・協働によるまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、企業、大学、各種団体等とのネットワークを構築し、多様な主体の参画による豊かなまちづくりの推進を図る。 (協働イベントの開催) 	全庁

IV 出会い・ふれあいを広げて深める機会の充実

① 学習活動の支援と、学びを通じた交流機会の充実

市民が必要としている情報提供や活動支援等を推進します。また、学ぶこととその成果を生かした活動をすることで交流を進め、つながりを広げる機会を創出します。

施策名	施策の概要	担当課所
学習活動の支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習や社会教育の振興、青少年健全育成等を目的とした公共性の高いグループや団体を育成するとともに、自主的な活動を継続的に実施できるよう支援を行う。 (市民活動支援センター事業、公民館自主グループ育成) 	総合政策課 生涯学習課 公民館
生涯学習ボランティアの育成と活用	<ul style="list-style-type: none"> 市民の学習の成果を生かした指導者ボランティアを、でまえ学び塾の講師等として活用し、市民の学習活動を支援するとともに、学びあいによる交流型学習を行う。 (生涯学習指導者ボランティア、公民館フレンド講座) 	生涯学習課 公民館

② 異世代交流を通じた地域づくりの促進

地域の身近な伝統的行事やスポーツ活動等、様々な世代が楽しみながら交流する機会を通して地域の一員としての意識や地域への愛着を育み、地域づくりにつながる活動を推進します。

施策名	施策の概要	担当課所
コミュニティ活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 公民館ボランティアの育成を図り、世代間の交流の機会を通して地域のコミュニティづくりにつながる活動を推進する。 (公民館ボランティア、学校支援ボランティア、ボランティアポイント制度事業) 	総合政策課 学校教育課 生涯学習課 公民館
地域活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 自治公民館を地域の拠点とし、地域で行われる学習会や出前講座を開催するとともに、異世代が交流できるイベントを行う。 (自治公民館活用事業、でまえ学び塾) 	生涯学習課 公民館

V 市民の生涯学習を支援する体制の整備

① 生涯学習推進体制の充実

生涯学習推進本部と生涯学習推進協議会の機能を活性化し、全庁的に生涯学習の推進を図ります。

施策名	施策の概要	担当課所
庁内の組織体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習によるまちづくりを全庁的に進め、生涯学習を総合的かつ効果的に推進するための庁内体制を整備する。 (生涯学習推進本部) 	全庁
生涯学習施策の推進と進行管理	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の推進や基本的施策と課題に関することについて調査・審議するとともにPDCAサイクルによる実績把握と評価を行う。 (生涯学習推進協議会) 	生涯学習課
市民活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動の拠点として交流の場を提供するとともに、市民活動を続けていくためのコツとなる各種講座や交流イベントを開催する。 (市民活動支援センター事業) 	総合政策課

② 生涯学習の場の拡充

市内の歴史・自然・環境・商工業等の内容に触れられる場を生涯学習ゾーンとしてネットワーク化し、イベントや学びの場として活用できるように拡充を図ります。

施策名	施策の概要	担当課所
学習関連施設のネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> 市内の施設等を生涯学習ゾーン（施設群）として位置づけ、史跡や自然環境等のあらゆるものが学びの場として市民が活用できるように構築・広報する。 (生涯学習関連施設群の構築、サテライト施設の活用、資料・施設・文化財の利活用の推進) 	生涯学習課 公民館 ミュージアム
学びの手段の充実	<ul style="list-style-type: none"> 集合学習に参加しにくい市民の学習機会の保障や、感染症の感染拡大の影響等により集合学習の実施が困難な場合においても市民が学習の機会を得ることのできる手段の充実を図る。 (ICTを活用した生涯学習機会の提供) 	全庁

③ 生涯学習関連施設の機能充実

学びの拠点となる公民館、図書館、体育館等の社会教育施設の機能を充実します。また、個々の学習活動の支援だけでなく、地域の活性化やまちづくり、防災の拠点としての役割も担うため、交流の場として活用できるよう努めます。

施策名	施策の概要	担当課所
生涯学習関連施設の整備と機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習の拠点となる公民館や図書館、体育館等社会教育施設の機能の充実と強化を図る。 (公有財産管理運用事業、公民館運営事業、体育施設の設備充実) 市民参加による協働型図書館を目指し、電子図書の充実や施設の環境整備を行う。 (電子図書の充実、市民協働による図書館の運営) 	財政課 生涯学習課 スポーツ振興課 公民館 図書館
施設の有効活用	自治公民館等地域学習の拠点となるように整備するとともに交流の場や防災の拠点としての活用を図る。(自治公民館建設費補助金)	総務課 生涯学習課 公民館

※表中の括弧内は施策に関連する事業・取り組みの名称を記載しています。

第4章

重点プロジェクト

第4章の「重点プロジェクト」では、生涯学習によるまちづくり重点事業である3つの重点プロジェクトの意義とその内容を示しています。

第1節 重点プロジェクトの意義

第二次生涯学習推進計画〔前期計画〕において、「人育て」「まち育み」「未来づくり」の3つの柱で生涯学習によるまちづくりを推進してきました。

後期計画においても、3つの重点プロジェクトを継承しながらも、そのプロジェクトの方向性に迫るために「重点プロジェクト+1」を展開することで、生涯学習によるまちづくりをさらに推進します。

第2節 重点プロジェクトの内容

重点プロジェクト1 “人育て”プロジェクト【学びあいつながる絆は 市民力】

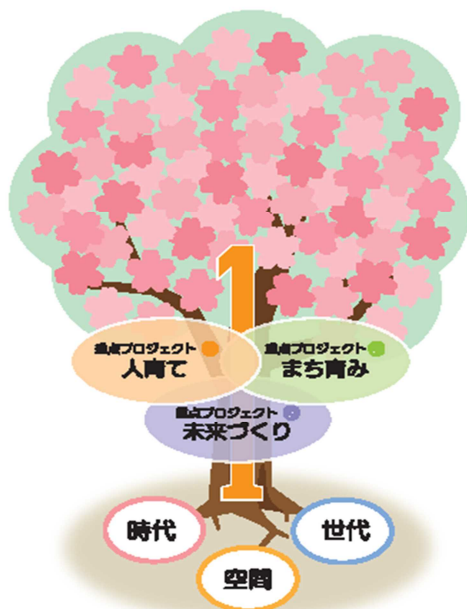
市民のニーズに対応する多様な“学びあい”の機会と場を提供し、人と人、団体と団体がつながり、主体的に支えあう「絆」づくり活動を推進することによる市民力の向上を目指します。

重点プロジェクト2 “まち育み”プロジェクト【みとめあい ^{とも}協働に育む 地域の輪】

市民が互いに協力し、認めあいながら暮らせる“まち”を育むために、「いつでも・どこでも・だれでも・なんでも」学ぶことができる全市的な生涯学習の推進体制を充実します。

重点プロジェクト3 “未来づくり”プロジェクト【次世代と 築く未来 さくら愛】

時代を担う青少年に地域活動の機会を提供し、地域ぐるみで育成するとともに、交流を通してさくら市への愛着を深めるための幅広い支援をしていきます。



重点プロジェクト+1

「越えて 高めて つなぎあう」プロジェクトは、時代を越え、世代を越え、空間を越えた学びで3つの重点プロジェクトをさらに推進することで、一人ひとりの“可能性の花”を咲かせます。

重点プロジェクト1 “人育て”プロジェクト

学びあい つながる絆は 市民力

生涯学習活動へのきっかけづくり



生涯学習情報誌の発行



生涯学習振興大会の開催

多様な生涯学習活動の場の拡充



公民館講座の開催



でまえ学び塾の実施



ゆめ！さくら博の開催

市民活動リーダーやコーディネーターの養成



各種講座の開催



市民大学の開催

市民活動団体やボランティア団体の交流の促進による地域の「絆」づくりの推進



市民活動の紹介の機会



ゆめ！さくら博での交流促進

重点プロジェクト2 “まち育み”プロジェクト

みとめあい とも 協働に育む 地域の輪

多様な主体との協働



市民大学修了生との協働による事業



青少年センター「あいさつ活動」

生涯学習ゾーンの活用と生涯学習施設(サテライト)の拡大



さくらスクエアでのコンサート



瀧澤家住宅でのさくら未来塾



企業との協働による里山体験

人権尊重の推進



人権啓発パネルの展示



自治公民館での人権に関する学び



人権研修

重点プロジェクト3 “未来づくり”プロジェクト

次世代と 築く未来 さくら愛

青少年への多様な学習機会の提供



青少年センター事業



さくら未来塾



けいおん講座

青少年ボランティア活動の充実



田植えボランティア



餅つき体験の支援



成人式ボランティア

青少年健全育成に向けた地域の醸成



放課後子ども教室



学校運営協議会の研修



地域学校協働活動

時代を担うリーダーの育成



リーダースクラブによる活動支援



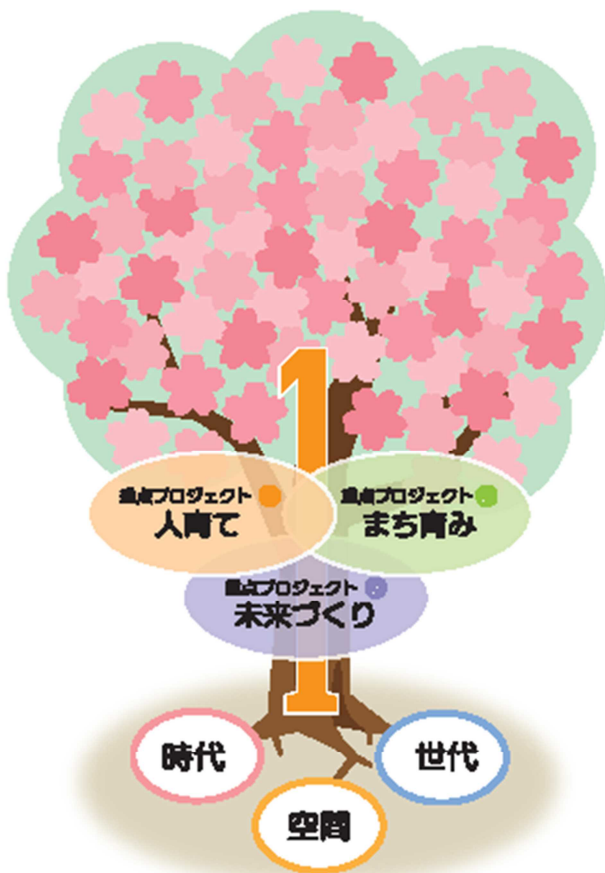
未来塾リーダーの活動

3大プロジェクト +1

「越えて 高めて つなぎあう」プロジェクト

後期計画では、「一人ひとりの“可能性の花”を咲かせます。」を中心目標におき、3つの重点プロジェクトに新しいプロジェクトを「プラス1」します。この「越えて、高めて、つなぎあう」プロジェクトは、前期計画で押し進めてきた重点プロジェクトを、3つの視点(時代・世代・空間)の各々について「越えて」、プロジェクトの効果を「高めて」、さらに「つなぎあう」ことで、生涯学習による「人育て・まち育み・未来づくり」を推進するものです。

時代を越え、世代を越え、空間を越えた学びをとおして、これまで取り組んできた重点プロジェクトの取り組みの価値を見直し、さらに推進することで、市民一人ひとりの可能性の花を咲かせます。



時代を越えた学び



歴史・伝統芸術文化



共生社会の実現において



デジタルとアナログ

世代を越えた学び



異世代間交流



異世代間の学び



地域と学校の協働活動

空間を越えた学び



サテライト施設の活用



でまえ学び塾



オンラインの活用

後期計画では

一人ひとりの“可能性の花”咲かせます

① 時代を越えた学び

- さくら市の歴史、伝統文化を時代を越えて継承し、深化させていきます。

「温故知新」の言葉にあるように、新しい創造にはまず古きを学ぶことに理があります。さくら市には素晴らしい歴史や伝統がありますので、それを大切に守り育て、次世代に継承し、新たな文化の創造につなげます。また、さくら市ミュージアムでは、優れた学術・芸術に接する機会の拡充に努め、芸術文化の関心と理解の深化を図ります。

- 共生する未来に向けた共に支え合う学びを進めます。

国の第3期教育振興基本計画においても新たに「障害者の生涯学習の推進」が掲げられました。また、今後も市内で暮らす外国人が増加し、地域の一員として活動する機会も増えていくことが予想されています。しかし、これまで、外国人や障がい者と関わったことのある方が少ないのも事実です。こういった共生社会が十分ではなかった時代を越えて、国籍や障がいの有無にかかわらず、だれもが参加できる学習機会の充実に向けた取り組みをすることで、互いを尊重し合える共生の学びを推進します。

- 「デジタル」と「アナログ」の二分した考え方や発想を越えます。

これからは、それぞれのライフステージに応じて必要となるICTスキルを習得できる環境を整備する必要があり、世代を問わずデジタル機器を上手く使いこなす力が必要とされています。「デジタルは新しく、アナログは古い」といった発想を越え、「デジタルはアナログを補完するもの」という考えのもと、デジタル機器を活用しながらも、つながりのあるアナログな人間関係を構築する取り組みを進めます。



歴史・伝統芸術文化の深化

(さくら市ミュージアムー荒井寛方記念館ー)



共生社会の実現に向けて



デジタル機器を活用した交流型学習

② 世代を越えた学び

・世代を越えてつなげる機会を創ります。

これまで、学びを通じた市民同士の交流の機会を設けることでつながりをつくり、生涯学習によるまちづくりを進めてきました。今後はさらに、学んだ成果を生かしながら、世代を越えたつながりを作ることで、地域の一員としての意識や地域への愛着を育み、さらに地域を元気にする取り組みを推進します。

・若い世代と高齢世代が教え合い、学びあう機会を充実します。

人生100年時代を迎えるにあたり、高齢期においても生きがいをもち健康で心豊かな生活を送ることができるように、ニーズに合った多様な講座や教室を実施してきました。今後は、高齢者の豊かな経験や知識を活かしながら活躍する機会を充実させます。また、DX（デジタルトランスフォーメーション）時代に向けて、「高齢者のスマホ講座」のように、世代間とともに学びあう機会の充実を図ります。

・学校と地域が連携することで、世代を越えたつながり作りを目指します。

地域と学校の連携・協働に関してはこれまでも様々な取り組みを行ってきました。学校と地域が連携することは、学校の教育活動を支援する側面もありますが、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもたちを見守り、育てていくことで、自分たちで元気な地域を創るという面もあります。学校と地域の連携をさらに強化し、世代を越えてつながることで、地域の住民同士が相互に支え合う地域づくりを目指します。



異世代間交流
(さくら未来塾 体験コース)



異世代間の学び
(高齢者のスマホ講座)



地域と学校の協働活動
(登下校の見守り・地域パトロール)

③ 空間を越えた学び

- ・さくら市のあちこちに学べる場をつくります。

地域における学びの場を拡充するために、喜連川・氏家公民館以外の生涯学習施設を積極的に活用し、多様な学習活動を展開してきました。今後も、市内のいたるところに学びの機会と空間を用意し、「いつでも・どこでも」学ぶことができる機会を提供していきます。

- ・別々の空間にいる人同士がつながりながら学べるようにします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、ふれあいながら学んでいく生涯学習には大きな制約が求められています。「学びを止めない」という考えのもと、別々の空間にいても同じ学びができ、別々の空間がつながるようにするために、オンラインの活用を積極的に推進していきます。

- ・学ぶ空間を越え、学びたい市民がいる空間に講師が出向きます。

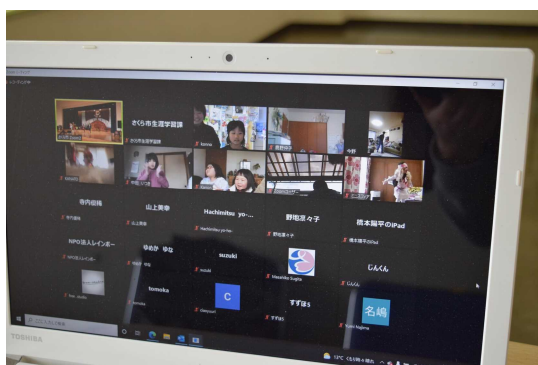
「何かを学びたい」と思う市民のために多様な分野の講座を紹介する「でまえ学び塾」では、生涯学習ボランティアとして登録した講師が出向き、自分の学びの成果を生かした講座等を実施しています。今後も「でまえ学び塾」を中心に、多くの場で多様な学びの機会を提供します。



サテライト施設の活用



でまえ学び塾



オンラインの活用

第5章

計画の推進と進行管理

第5章の「計画の推進と進行管理」では、行政における全庁的な組織と市民と行政の協働により計画の推進を図ることを示しています。また、計画の推進にあたり、関連する事業について進捗状況の管理や評価等の進行管理について示しています。

第1節 計画の推進体制

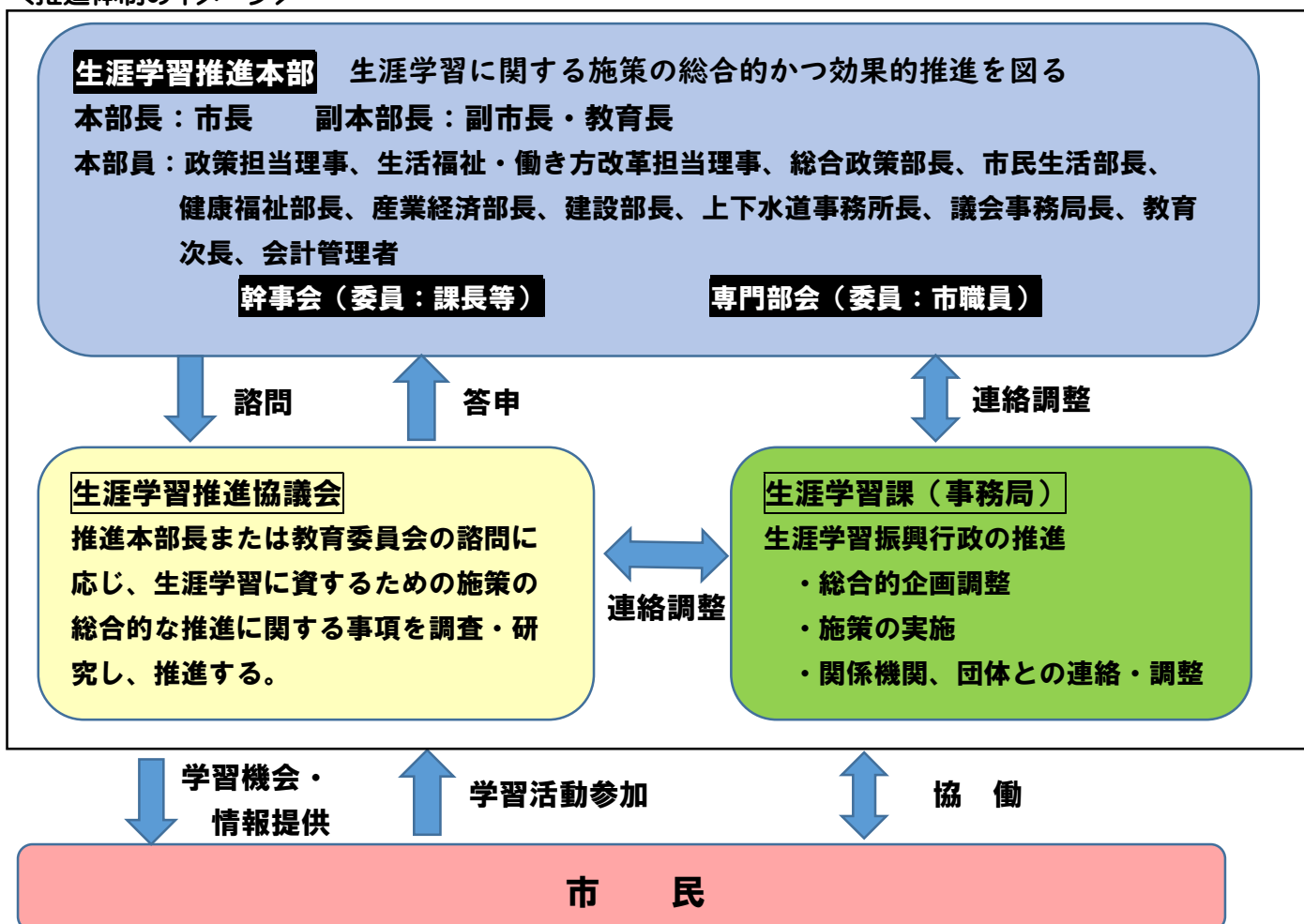
(1) さくら市生涯学習推進本部

「さくら市生涯学習推進本部」において、生涯学習推進計画の進行管理を行い、本市の生涯学習に関する施策を総合的かつ効果的に推進します。また、「幹事会」において、所掌事務の調整や施策に係る必要事項の処理を行うことや、「専門部会」において、生涯学習の専門的事項についての調査研究を行うこと等により、全庁的に生涯学習施策・事業等を展開します。

(2) さくら市生涯学習推進協議会

「さくら市生涯学習推進協議会」は、生涯学習に係る団体関係者や実践者、学識経験者等で組織され、家庭や学校、地域社会において行う生涯学習活動を総合的に整備・充実する方策等について、調査審議及び普及奨励を図ります。

(推進体制のイメージ)



第2節 計画の進行管理と評価

(1) PDCA サイクルによる計画の進行管理

計画（PLAN）を実効性あるものとしていくためには、計画に記載されていることを着実に実行し（DO）、その進捗状況や成果を点検・評価し（CHECK）、それをさらに次の取り組みに反映する（ACTION）ことが大切です。このPDCAサイクルに基づき、定期的な進行管理を行います。

また、本計画は5年間の長期にわたる計画であることから、期間中に必要に応じて見直すほか、計画が終了する令和8年度には、本計画を踏まえて新たな計画の策定作業を行います。

(2) 評価指標

本計画で掲げる施策目標がどの程度達成できたかを評価するための評価指標を設定します。

評価指標の考え方としては、①事業実施のために投入された資源（時間、回数、予算、人員等のインプット指標）、②事業に参加した人数等（参加者数、利用者数等のアウトプット指標）、③事業の成果によって生じた波及効果（意識の変化、生活の改善等のアウトカム指標）の3種類があります。

それぞれの事業の特性に応じて評価指標を設定するとともに、評価のための事業評価アンケート調査等を実施します。また、計画期間中も進捗に合わせて評価指標の見直しを図ります。

なお、生涯学習は大変多岐にわたることから、重点事業以外の広範な生涯学習事業については、事業の進捗状況の報告によって評価するものとします。

(3) 施策目標別目標設定

施策目標ごとに、以下のような目標を設定します。指標は、目標年である令和8年度とします。

なお、現状値については、事業がおおむね計画通りに実施できた年度を基準とします。

I 生涯にわたり学び続けるための基盤の充実

目標：家庭教育支援を充実する

指標：家庭教育支援に関する講座や学級、研修会等の延べ参加者数

現状値(R1年度)

1,735人



目標値(R8年度)

2,000人

目標：青少年の健全育成をする

指標：青少年育成事業における体験活動への児童・生徒の延べ参加者数

現状値(R1年度)

411人



目標値(R8年度)

650人

II いつでも・どこでも学びあえる機会の充実

目標:学ぶ機会を充実する

指標:生涯学習講座・イベントの参加者数

現状値(R1年度)

21,926人



目標値(R8年度)

22,700人

目標:児童・生徒の課外での学びの場を充実する

指標:課外さくらスクールの延べ参加者数

現状値(R1年度)

5,289人



目標値(R8年度)

7,100人

目標:文化・芸術に親しむ機会を充実する

指標:文化振興事業の参加者数

現状値(R1年度)

3,380人



目標値(R8年度)

6,000人

III 学びの成果を生かしあえる機会の充実

目標:多様な主体との協働によるまちづくりを推進する

指標:学びの成果を生かしてボランティア活動に参加している人の割合

現状値(R2年度)

30.7%



目標値(R8年度)

35.0%

※さくら市生涯学習に関する市民意識調査による。(R3年2月実施)

ボランティア活動の経験について、「頻繁もしくは定期的にボランティア活動を行った経験がある」「頻繁ではないが、ボランティア活動を行った経験がある」と回答した人の割合。

目標:学びの成果を発揮する機会を拡充する

指標:でまえ学び塾の登録講座数

現状値(R1年度)

147 講座



目標値(R8年度)

160 講座

IV 出会い・ふれあいを広げて深める機会の充実

目標:異世代交流を通じた地域づくりを推進する

指標:地域学校協働活動の開催数

現状値(R1年度)

256 回



目標値(R8年度)

400 回

目標:青少年が地域住民と交流する機会を充実する

指標:さくらユースボランティアの募集活動数

現状値(R1年度)

55 回



目標値(R8年度)

65 回

V 市民の生涯学習を支援する体制の整備

目標:イベントや活動の場としてさまざまな施設を活用し、生涯学習の場を拡充する

指標:サテライト施設を活用した活動数

現状値(R1年度)

5 回



目標値(R8年度)

10 回

資 料 編

計画策定の経過

令和2年		
11月	令和2年度 第2回生涯学習推進協議会 「第二次さくら市生涯学習推進計画〔後期計画〕の策定に向けて」 ・グループワーク ・市民意識調査の内容検討	講師：宇都宮大学 地域創生推進機構 佐々木英和教授
令和3年		
1月	計画策定に係る事業分析の実施	生涯学習課内
2月	生涯学習に関する市民意識調査の実施 (さくら市民 20歳以上 2,000人) 回収率 39.6%	
5月	市民意識調査の分析	結果は7月末
6月	第1回生涯学習推進協議会 ・重点プロジェクトの検討 ・計画策定のスケジュール	推進協議会委員
7月	第1回生涯学習推進本部会議 ・計画策定の目的、策定に向けての方向性、諮問内容について	本部委員（市職員）
7月	第1回生涯学習推進本部幹事会 ・計画策定の目的、策定に向けての方向性、諮問内容について	幹事員（市職員）
8月	第2回生涯学習推進協議会 ※新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止	推進協議会委員
9月	第1回生涯学習推進本部専門部会 ・政策の実施状況、今後の事業展開について	専門部員（市職員）
10月	第3回生涯学習推進協議会 ・計画の素案確認	推進協議会委員
12月	第2回生涯学習推進本部専門部会 ・計画の素案確認	専門部員（市職員）
12月	第2回生涯学習推進本部会議 ・計画の素案確認	本部委員（市職員）
12月	第2回生涯学習推進本部幹事会 ・計画の素案確認	幹事員（市職員）
12月	教育委員会への計画案概要説明	
12月	第4回生涯学習推進協議会 ・計画案確認	推進協議会委員
令和4年		

1月	市議会全員協議会での概要説明	
2月	パブリック・コメントの実施	
2月	第5回生涯学習推進協議会 ※新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止	推進協議会委員
2月	第17回生涯学習振興大会での重点プロジェクト発表 ※新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止	
3月	第6回生涯学習推進協議会（推進協議会委員研修） 「プランをクリエイティブにする方法～後期計画の策定・実施にあたって」	講師：宇都宮大学 地域創生推進機構 佐々木英和教授
3月	第二次さくら市生涯学習推進計画[後期計画]発行	
4月～	後期計画に基づく事業実施	

さくら市生涯学習推進協議会委員名簿

任期 (令和3年4月1日～令和5年3月31日)

No.	氏名	役職等
1	高野 篤	さくらまちあそびクラブ主宰
2	早川 達也	まちづくりボランティア
3	岩崎 崇	環境保護活動
4	小坂 佳代子	教員、でまえ学び塾講師
5	山本 智代	スポーツ推進活動
6	戸村 敏之	行政(農政課)
7	塚形 義光	市民大学修了生
8	大西 貴之	公民館活動、行政(喜連川給食センター)
9	瀧澤 喜彦	行政(総合政策課)
10	坂本 秀子	まちづくり活動実践者
11	飯村 充代	文化財保存活動
12	大関 絹恵	教員(前生涯学習課社会教育主事)
13	岡田 慎	行政(総合政策課)
14	竹田 健一	県地域協働推進員、地域活性化活動
15	杉田 雅彦	県地域協働推進員、公民館講座講師(音楽)
16	小林 愛也佳	さくらメイツ、ソプラノ歌手
17	中津原 昭雄	公民館活動、市民大学修了生
18	藤田 智子	シテ方観世流能楽師

アドバイザー：佐々木 英和(宇都宮大学 地域創生推進機構 教授)

さくら市生涯学習推進協議会条例

平成 17 年 3 月 28 日 条例第 96 号

(設置)

第 1 条 生涯学習に関する施策について、広く市民の意見を求めるとともに、家庭や学校、地域社会において行う生涯学習活動を総合的に整備、充実する方策等について調査審議及び普及奨励を図るため、さくら市生涯学習推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 生涯学習の推進に関すること。
- (2) 生涯学習の基本的施策及び課題に関すること。
- (3) その他生涯学習に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 30 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長がさくら市教育委員会と協議し、委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 生涯学習に係る団体関係者
- (3) 生涯学習の積極的实践者
- (4) その他必要と認められる者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長 1 人及び副会長 2 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

さくら市生涯学習推進本部設置規則

平成 17 年 3 月 28 日 規則第 68 号

改正 平成 19 年 3 月 27 日 規則第 43 号

平成 22 年 3 月 18 日 規則第 3 号

平成 26 年 4 月 1 日 規則第 27 号

平成 27 年 3 月 31 日 規則第 13 号

平成 29 年 6 月 30 日 規則第 43 号

平成 31 年 3 月 31 日 規則第 8 号

令和元年 10 月 31 日 規則第 18 号

(設置)

第 1 条 さくら市生涯学習の総合的かつ効果的な推進とその普及を図るため、さくら市生涯学習推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 生涯学習に関する諸施策の総合的な企画及び推進に関すること。
- (2) 生涯学習に係わる総合調整に関すること。
- (3) 生涯学習の普及奨励に関すること。
- (4) その他生涯学習の推進に必要な事項に関すること。

(推進本部の組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第 1 に掲げる者をもって充てる。

(推進本部の会議)

第 4 条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。
- 3 本部長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会の組織)

第 5 条 推進本部の所掌する事務事業について協議、調整を行うとともに、推進本部の決定した施策に係る必要な事項を処理するため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長には教育次長、副幹事長には生涯学習課長、幹事には別表第 2 に掲げる者をもって充てる。
- 4 幹事長は、会務を総理する。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(幹事会の会議)

第 6 条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、議長となる。

- 2 幹事長は、必要と認めるときは、幹事以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 幹事会の結果は、本部長に報告しなければならない。

(専門部会)

第7条 推進本部又は幹事会の指示事項及び生涯学習に関し専門的な事項について調査研究するため専門部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 推進本部、幹事会及び専門部会に関する庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 27 日規則第 43 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 18 日規則第 3 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 4 月 1 日規則第 27 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 27 年 3 月 31 日規則第 13 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 6 月 30 日規則第 43 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 31 日規則第 8 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年 10 月 31 日規則第 18 号抄)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

委員に充てる者の職名
政策担当理事、生活福祉・働き方改革担当理事、総合政策部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業経済部長、建設部長、上下水道事務所長、議会事務局長、教育次長、会計管理者

別表第 2 (第 5 条関係)

委員に充てる者の職名
総合政策課長、総務課長、財政課長、税務課長、市民課長、生活環境課長、福祉課長、高齢課長、こども政策課長、健康増進課長、農政課長、商工観光課長、建設課長、都市整備課長、水道課長、下水道課長、議事課長、会計課長、学校教育課長、生涯学習課長、スポーツ振興課長、選挙管理委員会書記長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長

生第 841 号
令和 3 年 10 月 28 日

さくら市生涯学習推進協議会
会 長 山本 智代 様

さくら市生涯学習推進本部
本部長 花塚 隆志

第二次さくら市生涯学習推進計画〔後期計画〕の在り方について(諮問)

このことについて、第二次さくら市生涯学習推進計画〔後期計画〕の策定にあたり、別添事由を添えて諮問します。

別紙

[事 由]

本市においては、生涯学習を通して「さくら市が好き」と実感できるまちづくりに取り組むことを目的に、平成19年度に市生涯学習推進計画(基本構想・基本計画)を策定いたしました。その後平成29年度には第二次さくら市生涯学習推進計画を策定し、現在は第二次計画の前期基本計画に基づき、生涯学習による“まち”づくりを推進しております。

この第二次計画は第一次計画の基本理念を継承することを基本としながら、これまでの理念に新たな理念として「学ばなければもったいない、学ぶだけでももったいない。私たちは”学び合い”と”生かしかい”の”まち育み”を進めます。」を加え、市民同士、市民と行政、行政同士が互いに学び合いながら、また学習成果を様々な場面で相互に生かしかいながら、生涯学習の推進を図ることを目的とする内容となっております。

しかしながら、社会状況の変化により市民のライフスタイルは多様化・複雑化しており、また地域における住民同士の関係性も常に変化しているといった状況にあります。さらに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、これまで当然として行ってきた日常生活における様々な行動を大きく変えることが必要となりました。

これらの生活様式等の変化は、市民の学びへも大きな影響を及ぼしており、市民の生涯学習に関する取り組み方に大きな変化をもたらし、また新たなニーズや課題が生まれる等、生涯学習を取り巻く環境は計画策定当初に想定していた状況と大きく異なるものとなっております。

市生涯学習推進本部では、後期基本計画の策定にあたって、前期基本計画期間を振り返り、成果や課題、市民のニーズ等を明確にするとともに、新たなニーズや課題に対応出来るものとする事、また第二次計画期間の最終仕上げとして基本構想で掲げる理念を実現・実行するために必要な施策や事業を具体的に盛り込むことで「生涯学習によるまちづくり」に向け、より実効性の高い計画としたいと考えております。

そこで、さくら市生涯学習推進協議会におかれましては、後期基本計画の策定にあたり、前期基本計画期間における成果や課題を踏まえ、基本構想で掲げる理念を実現・実行するために、また市民のニーズを満たすために必要な施策や事業についてご提言いただくことのほか、計画の目的である「生涯学習によるまちづくり」を推進するために必要な取り組み等に関しご意見をいただきたく諮問するものです。

令和3年12月7日

さくら市生涯学習推進本部
本部長 花塚 隆志 様

さくら市生涯学習推進協議会
会長 山本 智代

第二次さくら市生涯学習推進計画〔後期計画〕の在り方について（答申）

さくら市生涯学習推進協議会は、先に諮問を受けた標記のことについて、本協議会で検討審議を重ね、このたび意見のとりまとめを行いましたので、別紙のとおり答申いたします。

この答申が、第二次さくら市生涯学習推進計画〔後期計画〕の策定に生かされ、さくら市の生涯学習の振興に役立てられることを期待します。

第二次さくら市生涯学習推進計画〔後期計画〕の在り方について

答 申

令和3年12月

さくら市生涯学習推進協議会

基本方針

○後期計画の基本方針について

基本理念については、第二次生涯学習推進計画の運用期間である平成29年度から令和8年度の10カ年間に於ける「生涯学習の推進を通してのまちづくり」を進めるにあたっての市の方向性を宣言するものであるから、後期計画においても継承されるべきものとする。

施策目標については、市内における個別の施策の向かうべき目標を示すものであり、基本理念と各施策とを関連づけるものであるが、現在示されている内容は基本理念に基づき生涯学習の推進を図るための目標としての確であること、また前期計画期間における目標に向けた施策の取組みにより着実に生涯学習の推進が図れていることから後期計画期間においても継承することが適当とする。

個別の施策や事業については、第二次さくら市生涯学習推進計画が平成29年度から令和8年度を計画期間とするもので10カ年間の長期を計画期間とするものであり、計画期間内において生じる社会情勢や市民のライフスタイル、ニーズの変化等に対応するため前期、後期に分け5カ年ごとに策定することとされていることから、生涯学習を推進するための具体的取組に関する施策、事業については後期計画策定にあたり今後5年間の展望を見据え、内容等の見直しを行う必要があるとする。

施策・事業について

○施策、事業を検討するにあたっての留意事項

施策や事業等の検討にあたっては、市が実施した意向調査の結果のみではなく、SDGsの内容や地域共生社会の構築に向けた取組み等を踏まえ時代に即したものとなるよう留意すること。

○新型コロナウイルス感染拡大の影響について

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、これまで当たり前として行っていた行動や日常生活様式等が大きく変化することとなった。生涯学習の分野においても学びの方法、イベントや事業の在り方について感染症拡大以前とは大きく変化している。このような状況において、これまでと同様の方法により生涯学習の推進を図ることは難しいと考えられる。

そのため後期計画の策定にあたっては、どのような状況下においても市民が学びの機会を得ることができ、生涯学習の推進が図れるような新たな施策、事業等について検討すること。

○高齢期における学習の推進

高齢化社会の到来により、本市においても人口における高齢者の割合が増えてきている。現在高齢者の中には仕事を退職し自身の趣味を楽しむ等生涯学習に取り組んでいる方も多

くみられるが、この先更なる高齢化社会の進行や社会情勢の変化、ライフスタイルの多様化等により、今以上に学びのニーズが多様化されることが考えられる。

そのため多くの高齢者がより充実した高齢期を過ごすことが可能となるような学習環境の整備、学習機会の提供の在り方について検討を行う必要があると考える。

○地域等の連携による生涯学習の推進

社会情勢や家族構成、住環境の変化等により、人々の生活スタイルが集団から個人に変化している傾向がみられる。これらの影響により加入者の減少による自治会の衰退や、子供会活動を休止する等している地域も見受けられる。このことは人と人との繋がりが希薄化していることを示しており、本計画が目標とする「生涯学習によるまちづくり」に逆行するものと思われる。

そのため地域住民、自治会や子供会等の組織、学校、地元企業といった地域を構成する当事者と市が連携し地域の繋がりを強化するための仕組みづくりについて検討することが必要と考える。

○異世代交流の推進

近年の通信技術の急激な進歩やライフスタイルの多様化、感染症の拡大等の影響により、人と人とが直接交流を持つ機会は減少する傾向にあると感じる。しかしながら異なる文化や社会、価値観を理解・尊重し、普段出会う機会の少ない人々と共に協力して何かを成し遂げること、人々との交流を通じて人間関係を広げることは生涯学習活動を行うにあたり大変重要であると考えられる。

そのため、どのような状況下においても多様なふれあい、交流を持つことができる場や機会が提供できる仕組みづくりを検討する必要があると考える。

○文化芸術の振興

文化芸術に触れることは、心にゆとりと潤いを与え、豊かな感受性を養うとともに郷土への愛着を深め人と人との交流を育むものであり生涯学習の推進において非常に重要なものであるが、内容が難しい、高額な費用がかかるといったイメージがある影響からか一般市民へ浸透し難い傾向にあり、継承者不足等により将来衰退していくといったことも懸念される。

大人が趣味や興味により文化・芸術に触れることは学びの幅を広げ生活を充実させるものとして大変有益なものであるが、子ども達にとっても豊かな想像力、思考力、コミュニケーション能力を養うとともに、将来の芸術家、後継者や観客層の育成につながるものとして大変有意義なものである。

そのため、幅広い年齢層が容易に文化芸術に親しむことのできる環境の整備、施策・事業の充実について検討すること。

○青少年健全育成について

少子高齢化や家族構成の変化、通信技術の進化等により青少年を取り巻く環境は短期間で

大きく変化し、青少年の非行問題、不登校、引きこもり等様々な問題を深刻化させ、若者の社会的自立の遅れを生じさせている。青少年が健やかに成長し、将来の生きる力を養うためには、家庭内での適切な教育や学校教育のほかに、地域と連携して青少年健全育成活動に取り組むことが重要であると考えます。

については、家庭教育支援を充実させるための取組みや、家庭・学校・地域・行政との連携による青少年健全育成に資する取組みの充実を図る必要があると思われる。

○学びの場の充実について

公民館、体育館、図書館等の社会教育施設については、時代に応じた設備の充実を図るとともに老朽化等による施設の不具合を改善する等して利便性の向上に努めることが必要と考える。市の生涯学習の拠点として多くの市民の交流の場となるようサービスの向上に努めていただきたい。

○学習成果の活用

計画の理念である「学ばなければもったいない、学ぶだけでももったいない」にあるように、市民が充実した生涯学習を行うにあたっては、「学ぶことで得る喜び」と「学んだ内容を活かせることの喜び」の双方が充実していることが大切である。多くの市民が学ぶだけではなく、学んだ内容を活かすことのできる（アウトプット）機会が充実するような取組みを検討していただきたい。

重点プロジェクト

○重点プロジェクトについて

前期計画で設定した「人育てプロジェクト」、「まち育みプロジェクト」、「未来づくりプロジェクト」の3つの重点プロジェクトについては、基本理念に基づき設定されているものである。

基本理念については前期計画で設定された内容を後期計画期間も継承することが適切と考えており、基本理念の継承に伴い重点プロジェクトについても前期計画の内容を継承することが適切と考える。

なお、各重点プロジェクトの推進にあたり設定された個別の関連事業等については、市民ニーズや進行管理の結果を踏まえ必要に応じ見直すことが必要と考える。

その他

○適切な進行管理の実施について

本計画に基づき「生涯学習によるまちづくり」が確実に推進できるよう、施策、事業等の進行管理を適切に実施することとし、その達成度を把握することが可能となるよう明確な目標値等の設定を行うこと。

前期計画期間における事業・取組み等一覧

本市では前期計画期間内において以下のような事業・取組みにより市民の皆様に学習機会の提供を行いました。

全庁

事業・取組み等の名称	事業等の内容	後期計画における関連施策
ゆめ！さくら博	実行委員会を組織し、市民の学びの成果や行政の取組を紹介し、生涯学習への理解を深めるとともに学びのきっかけづくりをする。	I-③、II-④ III-②、IV-①
協働イベントの開催	市民・企業・大学・行政の協働による事業やイベントを全庁的に開催する。	III-③
生涯学習指導者ボランティア	生涯学習指導者ボランティアをでまえ学び塾の講師として登録し、市民の学習活動を支援するとともに、学びあいによる交流型学習を行う。	IV-①
生涯学習推進本部	生涯学習によるまちづくりを全庁的に進め、生涯学習を総合的かつ効果的に推進するために、所掌する事務を行う。	V-①

総合政策課

事業・取組み等の名称	事業等の内容	後期計画における関連施策
男女共同参画推進事業	男女共同参画推進委員会主催の「お父さんの料理教室（不定期）」や「ゆめ！さくら博」において、家族アンケートの実施等、父親の育児や家事への参画を啓発する。	I-①、II-②
シティプロモーション事業	さくら市ロゴやキャッチコピー、さくら市のイメージカラーであるピンク色を市民と共に活用することにより、シビックプライドの醸成と対外的知名度の向上を目指す。	V-②
さくら市市民活動助成事業	市民が自主的に活動する公益性の高い活動に対し財政的支援することで、協働の基礎となる市民活動の活発化を図る。	IV-①
桜の郷づくり事業	行政が市民と協働で桜を適正に維持管理していくために「桜守養成講習会（不定期）」を実施し、桜マイスターを育成する。	III-①、III-③ V-②
市民活動センター事業	市民活動の拠点として交流の場を提供するとともに、市民活動を続けていくためのコトとなる各種講座の開催や交流イベントの開催を、コーディネーターを中心に進める。	III-①、IV-① V-③
地域運営組織支援モデル事業	地域の課題解決できる地域コミュニティの形成を図るため「地域運営組織」が設立することを側面から支援する。	III-①、III-③ IV-①
広報紙、ホームページの活用	広報紙やホームページ、それを補完するデータ放送や各種SNSの積極的な発信により情報提供や相談活動の充実を図る。	IV-①
ボランティアポイント制度事業	公益的なボランティア活動を行う市民を奨励し、まちづくりの担い手として市民活動への参加を促進するため、活動にポイントを付与し、規定ポイント数に達した場合に物品等に還元する。	IV-①
結婚支援事業	結婚を望む出会いが無い独身男女に対して、婚活スキルアップ講座、婚活イベントを実施し、結婚への機運を醸成する。また、「とちぎ結婚支援センター登録補助」や「結婚新生活支援補助」等の財政支援も実施する。	IV-①、IV-②
市民協働推進チーム事業	入庁10年以下の職員を対象に公募により参加者を募り、協働に関する知識及びスキルを習得するための勉強会やファシリテーション研修を開催する。また市民や企業との協働事業を提案し実施する。	III-①、III-③ V-①

財政課

事業・取組み等の名称	事業等の内容	後期計画における関連施策
公有財産管理運用事業	令和3年度に『さくら市公共施設等総合管理計画』を改訂し、『ユニバーサルデザイン化の推進方針』を追加記載し推進方針を示すことで、公共施設(生涯学習関連施設含む)の改修の際には、推進方針に基づいた施設のユニバーサルデザイン化を図る。	V-③
公有財産管理運用事業	公共施設(生涯学習関連施設を含む)のトイレの改修(オストメイトの設置等)を行うことで施設のバリアの解消を図る。	V-③

福祉課

事業・取組み等の名称	事業等の内容	後期計画における 関連施策
応援スペースしゃぼん玉	障がいの有無を問わず、誰でも気軽に立ち寄れるフリースペースの場を月1回提供する。	Ⅱ-②、Ⅴ-②
地域自殺対策強化事業	「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策を総合的に推進し、自殺者の減少を図ることを目的とする。自殺対策の普及啓発活動として、市民や市内中学校等を対象とした講座（ゲートキーパー養成講座等）や啓発物配布を実施する。	Ⅱ-②、Ⅲ-③
再犯防止推進事業	犯罪をした者等の改善及び更生を助け、また、犯罪予防のための啓発活動を行うことにより、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す。保護司、喜連川少年院等関係機関と連携し、「社会を明るくする運動」等を通じて、児童生徒の非行の未然防止を図る。	Ⅱ-②、Ⅲ-③
福祉のお仕事説明会	市内中学校で障がい福祉の仕事内容等について理解を得るための説明会を行う。	Ⅰ-②、Ⅱ-②
包括的支援体制整備事業	地域共生社会の実現のため、包括的な支援体制を整備することにより、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す。「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を実施する。	Ⅱ-②、Ⅲ-②
地域人権啓発活動活性化事業	人権尊重思想を浸透させ、安全安心なまちづくりに寄与する。市民に人権尊重思想を普及させるため、人権啓発活動を行う。	Ⅱ-②
福祉ボランティア活動支援	福祉ボランティア団体に補助金を支出し、活動を支援する。	Ⅱ-②、Ⅲ-③
児童発達支援	通所施設において、未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流促進のために必要な訓練や支援を行う。	Ⅰ-①、Ⅱ-②
放課後等デイサービス	就学している児童を対象に、放課後や夏休み等の余暇時において、居場所を提供するとともに、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練、社会との交流促進のために必要な訓練や支援を行う。	Ⅱ-②、Ⅲ-③

市民課

事業・取組み等の名称	事業等の内容	後期計画における 関連施策
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	75歳到達者に対し、後期高齢者医療制度・介護保険制度・地域包括支援センターの概要説明・自宅でできる簡単な口腔体操・筋力アップ体操等を実践する。（楽笑生活の備え）	Ⅱ-①、Ⅱ-③

高齢課

事業・取組み等の名称	事業等の内容	後期計画における 関連施策
認知症サポーター養成事業	全国キャラバン・メイト連絡協議会にて養成されたキャラバンメイトが、認知症に関する学習会（認知症サポーター養成講座）を開催し、地域の認知症サポーターを育成する。	Ⅱ-②、Ⅲ-①
介護予防ボランティア養成事業	市が実施する介護予防教室等においてボランティアとして活動する人材を養成する。	Ⅱ-②、Ⅲ-①
地域介護予防活動支援事業	65歳以上の方が5名以上参加している通いの場で、介護予防に効果が期待される運動・体操等を月2回以上定期的に開催する場合に運営費等を補助する。	Ⅱ-②、Ⅱ-③
生きがいセンター運営事業	高齢者がこれまで培った豊かな経験と知識を發揮し、生涯を健康で生きがいを持って創造活動ができるよう、陶芸やレザークラフト等の教室を開催することを通じて、高齢者福祉の推進を図ることを目的に設置された生きがいセンターについて、社会福祉協議会へ管理運営を委託している。	Ⅱ-①、Ⅱ-② Ⅱ-③
シルバー人材センター事業	シルバー人材センターが高齢者が働くことを通して生きがいの充実と健康と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため実施する事業に対し、国と同額を補助する。	Ⅱ-①、Ⅱ-② Ⅱ-③
一般介護予防教室事業	水中ゆうゆうウォーキング、あおぞら元氣塾、各地の通いの場等を訪問して実施する高齢者教室等を開催する。	Ⅱ-①、Ⅱ-③ Ⅱ-⑤

こども政策課

事業・取組み等の名称	事業等の内容	後期計画における 関連施策
子ども家庭総合支援拠点及び家庭児童相談室運営事業	家庭内での子育てに係る諸問題に対し、電話、来庁及び訪問により、相談支援を行う。	I-①、II-②
ファミリーサポートセンター事業の推進	子育て援助と支援の希望者を会員登録し、相互の仲介を行い、育児に関する援助活動を推進する。	I-①、II-②

健康増進課

事業・取組み等の名称	事業等の内容	後期計画における 関連施策
マタニティ個別レッスン	沐浴・おむつ交換・赤ちゃんの着替え・抱き方の練習、父親の妊婦体験等を助産師や保健師が指導する。	I-①
乳幼児健診	規則正しい生活リズムの確立を目指して、リーフレットの配布、保健師や栄養士の相談指導を行う。4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、2歳6か月児歯科健診、3歳6か月児健診を実施する。	I-①、II-①
親子支援事業	保育士や作業療法士による小集団や個別での発達支援教室を行う。遊びを通して社会性や運動、言語の発達を促し、発達がアンバランスな子どもや関わりに希薄さのある親子への支援を行う。	I-①
健康相談	もとゆ温泉において、血圧測定や健康相談を実施する。	II-⑤、II-③ V-②
子育て世代包括支援センター	氏家・喜連川の両保健センターに専用の相談室を設置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行う。母子保健コーディネーターを配置し、必要なサービス提供や相談支援につなげるためのマネジメントを行う。	I-①
禁煙の普及啓発	喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす問題の普及啓発、禁煙についての情報提供を行う。	II-①、II-⑤
生活習慣病予防教室 運動を取り入れた健康教室	生活習慣の改善に向けて、食事や運動の効果的な指導を行う。	II-①、II-⑤
減塩の普及啓発	ポスター等を掲示して適正な食塩摂取量の認知させ、ホームページや広報に減塩についての理解を深める記事を掲載する。	II-①、II-⑤

建設課

事業・取組み等の名称	事業等の内容	後期計画における 関連施策
道路愛護事業	道路の愛護を推進するため、地域の住民が組織する道路愛護団体等が実施する清掃活動や美化活動に対して報奨金を交付する。	III-①、IV-①

都市整備課

事業・取組み等の名称	事業等の内容	後期計画における 関連施策
でまえ学び塾（行政編）の推進	でまえ学び塾「景観計画について」の講座を開催することで身近にある景観の考え方や市景観計画の内容について市民の理解を深める。	III-②

水道課

事業・取組み等の名称	事業等の内容	後期計画における 関連施策
でまえ学び塾（行政編）の推進	でまえ学び塾「水道のしくみ（子ども向け）」を実施する。	III-③

下水道課

事業・取り組み等の名称	事業等の内容	後期計画における 関連施策
氏家水処理センター施設見学	小学校や市民団体の希望に応じて水処理センターの施設見学を開催し、生活排水等汚水処理の仕組みを理解してもらい、公共用水域の水質保全への意識の向上を図る。	Ⅲ－③
水洗化促進事業	ゆめ！さくら博において、市民に水洗化促進（下水道への接続）の啓発活動を行う。	Ⅲ－③

学校教育課

事業・取り組み等の名称	事業等の内容	後期計画における 関連施策
家庭教育相談事業	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを設置し、不登校等の対応にあたる。家庭内の子育てに関する諸問題に対して、電話や訪問等で相談支援を行う。	Ⅰ－①
親子応援講座	就学時健康診断時の保護者のみとなる時間帯に、小学校生活を充実するために大切な生活習慣や親子の関わりについての講座を実施する。	Ⅰ－①
情報モラル教育	主に小中学生とその保護者を対象に、ネット時代の歩き方を親子で考える講座を開催する。（親子学びあい事業） 主に中学生を対象に、ネット上でいじめの加害者にも被害者にもならないための講演会を開催する。（ネットいじめ防止講演会）	Ⅰ－①
保育園巡回英語塾	市内公立保育園にALTを派遣し、英語遊びを通して英語に触れる機会を創出する。	Ⅰ－①、Ⅱ－①
学びに向かう学級づくりの推進	Q-U調査により学校生活における児童生徒個々の意欲や満足度、および学級集団の状態を測定し、その結果を用いて問題行動等を未然に防止する等、学びに向かう学級づくりを行う。	Ⅰ－②
分かる授業の推進	学力向上推進リーダーを各校に派遣し、教員の授業力の向上を図る。	Ⅰ－②
健やかな体の育成	食育を意識した給食だよりや献立表の発行、栄養教諭による食育指導の実施。 全国体力・運動習慣状況調査の結果を活用し、体力向上に向けた取り組みを行う。	Ⅰ－①、Ⅰ－②
各種調査の実施と結果活用	全国体力・運動習慣状況調査結果を分析し、フィードバックする。	Ⅰ－①、Ⅰ－②
道徳教育推進者の養成	考え議論する道徳を推進する。	Ⅰ－②
豊かな心の育成	生命を大切にするための講演会を開催したり、図書館と連携して読書活動の推進をする。	Ⅰ－②
読書活動の推進（図書館との連携）	家読の推進や電子図書館の活用促進を実施する。	Ⅰ－①、Ⅰ－② Ⅴ－③
地域学習、体験活動の推進	校外活動の推進のため、学校教育課でバスを借り上げ学校で校外学習を実施しやすい環境を構築する。	Ⅰ－②
国際感覚豊かな人材育成	国際交流事業実施委員会において、海外派遣事業や英語体験村事業を実施する。	Ⅰ－②
教師の授業力・資質の向上	様々な授業力・資質向上のための研修を行う。	Ⅰ－②
特別支援教育の充実	早期教育相談会の実施する。 市保健センター早期教育相談との連携を図る。 専門家や関係機関との連携を図る。	Ⅰ－①、Ⅰ－②
問題行動等の未然防止・対応	Q-U調査により学校生活における児童生徒個々の意欲や満足度、および学級集団の状態を測定し、その結果を用いて問題行動等を未然に防止する等、学びに向かう学級づくりを行う。	Ⅰ－②

確かな学力の育成	学力向上推進リーダーを派遣し、教員の授業力向上を図るとともに、Q-U調査を活用して学びに向かう学級づくりをする。	I-②
生活困窮世帯への学習支援	さくら未来塾を開設し、誰でも参加できる学習支援を行う。	I-①、I-② III-③
信頼される学校づくりの推進	ホームページによる積極的な情報の発信や道徳の時間を中心とした授業の公開を行う。	I-②
地域が学校を支える体制整備	コミュニティスクール（学校運営協議会）を全校に設置し、地域住民等との協働により学習環境の整備等を行う。	I-②、I-③ III-③
地域学校協働本部事業	「学校を核とした地域づくり」を目指し、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う活動を推進する。	I-③
分かる授業のための教材整備	授業の効率化を図るため教材のデジタル化を推進するとともに、更なる効率化を図るための研究を行う。（デジタル教科書の導入。全普通教室への65インチの大型モニタの設置。学習者用デジタル教科書の研究。）	I-②
学校での安全・安心な環境の確保と情報の共有	老朽化や長寿命化対策を実施している。 各学校で緊急時の連絡等が行えるメール配信システムを導入する。	I-②
地域連携教員、社会教育主事有資格者等を対象とした研修等の充実	県教委主催の研修会に積極的な参加を促す。	I-②
学校行事への参画	学校とPTA、地域住民等が共同で学校行事の準備等を行う。	I-②、I-③
学校支援ボランティアの育成	喜連川小の地域応援隊等、各学校における交通安全ボランティアの支援を行う。	I-②、I-③
さくら市教育研究所による総合学習支援	夏季休業中の教職員研修において、「さくら学」を実施し、生涯学習課職員によるさくら市の歴史文化の解説を実施する。（R2～コロナ禍により中止）	I-②
マイチャレンジ事業の推進	自分の将来を見つめるとともに地域とのつながりを深めるために、中学生が社会に出て職業を体験したり地域の方と触れあったりする活動を行う。	I-②、I-③ I-④
中学生海外派遣事業の継続	国際交流事業実施委員会において、海外派遣事業や英語体験村事業を実施する。	I-②
育ちにくい子を持つ親への支援の充実	育ちにくい子を持つ親等を対象とした教育相談を実施する。	I-①、I-② II-②
外国語教育の推進	中学生の海外派遣や夏休み期間の英語体験塾等を実施する。 ALT・英語活動支援員の配置、保育園へのALT派遣を行う。	I-①、I-②

生涯学習課

事業・取り組み等の名称	事業等の内容	後期計画における関連施策
親子応援講座	小学校就学時検診時に、小学校生活を充実するために必要な生活習慣や親子の関わりについての講座を実施する。	I-①、I-②
家庭教育支援ボランティア活動	家庭教育支援チームやオピニオンリーダー等のボランティアとの協働により、市民が家庭教育について学習する機会を設ける。	I-①
情報モラル教育	主に小中学生とその保護者を対象に、インターネットの適切な利用や危険性等についてを親子で考える講座を開催する。（親子学びあい事業） 主に中学生を対象に、インターネット上におけるいじめの加害者や被害者にならないための講演会を開催する。（ネットいじめ防止講演会）	I-①
豊かな心の育成	生命の大切さについて学ぶことのできる講演会の開催や、図書館と連携して読書活動の推進をする。	I-②

教育環境の整備	市内の小中学校全校に学校運営協議会を設置し、コミュニティスクールとして、地域住民等とともに学習環境の整備を行う等「地域とともに歩む学校づくり」を推進する。	I-②
さくら未来塾	市内の子どもの「気力・体力・学力」を総合的に育むために、学力アップコースと体験コースを開設し、多くの学びの機会を設ける。	I-③
地域学校協働本部事業	「学校を核とした地域づくり」を目指し、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う活動を推進する。	I-③
地域と学校を結ぶコーディネーター	市内の全小中学校にコーディネーターを配置し、地域と学校との連携・協働による取組みがスムーズに実施できるよう支援を行う。	I-③
放課後子ども教室	地域のボランティアの主導により、子どもの放課後における安全な居場所の提供と地域ボランティアとの交流をする。	I-③
青少年センター事業	青少年センターの機能（指導・相談・教育）を柱に、市民ボランティアや関係機関と連携を図りながら青少年健全育成に取り組む。	I-④
さくらリーダーズクラブ	市内在住在学の中高生が地域でのボランティア活動に参加するとともに、資質向上のための研修等を行う。	I-④
青少年ボランティア活動	小学生から高校生までの青少年に、ボランティアとして活動する機会と場を提供するために「さくらユースボランティア」を組織し、活動のコーディネートを行う。	I-④
生涯学習振興大会	人づくり・まちづくりに重点を置いた生涯学習の推進と市民協働によるまちづくりを進めるために、毎年開催する。市民の活動や行政の取り組みを紹介したり、著名人による講演会を実施したりする。	II-①、III-③
人権啓発活動	市民に人権尊重意識を普及させるため、人権啓発活動を行う。	II-②
学校支援ボランティア	学校の学習支援や登下校時の安全の見守り、放課後の居場所づくり等を行う学校支援ボランティアとして高齢者が活躍できる機会を設ける。	II-③
市民大学	その時々での生涯学習の現状や課題を踏まえてテーマを設定し、地域のリーダーとして活動できる市民を育成する講座を実施する。	III-①
てまえ学び塾	市民・企業・公共機関・行政等が様々なメニューを用意し、希望者に学習機会を提供するとともに、講師を務める市民が学びの成果を活用する場とする。	III-②
自治公民館活用事業	自治公民館を地域の拠点とし、地域住民による学習会や出前講座を開催するとともに、異世代が交流できるイベントを行う。	IV-②
生涯学習推進協議会	本市における生涯学習の推進や基本的施策及び課題に関することについて調査審議する。	V-①
生涯学習関連施設群の構築	市内の施設等を生涯学習ゾーン（施設群）として位置づけ、史跡や自然環境等のあらゆるものが学びの場として市民が活用できるように整備するとともに施設群の構築を図る。	V-②
ICTを活用した生涯学習機会の提供	集合学習に参加しにくい市民の学習機会を保障するほか、感染症の予防対策、また学びの利便性の向上、多様化を図るためICTを活用したオンラインでの学習機会を提供する。	V-②
市民協働による図書館の運営	生涯学習の情報発信基地として、また、市民の憩いの空間として市民参加による協働型図書館を目指し、電子図書の実装や施設環境整備等の施策を行う。	V-③
公民館自主グループ育成	生涯学習や社会教育の振興、青少年健全育成を目的とした公共性の高いグループや団体を育成するとともに自主的な活動を継続的に実施できるよう支援する。	I-④、IV-①
文化振興事業	公民館ホール等を中心に市民が文化や芸術を身近に楽しめるコンサートや公演を行う。	II-④

小・中学校音楽鑑賞教室	小・中学校にプロの演奏家を派遣し、体育館等の学校施設を会場として、児童・生徒に優れた音楽を鑑賞する機会を提供する。	Ⅱ-④
夏休み日本伝統文化こども教室	地域で活躍する人材を活用し、子どもたちに日本の伝統文化を体験する機会を提供する。	Ⅰ-④、Ⅱ-① Ⅱ-④、Ⅲ-②
手しごと体験教室	県指定文化財の瀧澤家住宅を利用し、日本の伝統文化を安価で気軽に体験する機会を提供する。	Ⅱ-④、Ⅴ-③
歴史文化を通じた地域づくり事業	観光ボランティアの案内により、市内を通る奥州街道を歩き、街道沿いに残る歴史的建造物や史跡等を巡り、学習する機会を提供する。	Ⅱ-④、Ⅲ-②

公民館

事業・取組み等の名称	事業等の内容	後期計画における 関連施策
ウクレレ講座	優しい音色をもつウクレレを自ら製作し、演奏を通して楽しみ癒す交流の場を提供する。	Ⅲ-②、Ⅳ-①
ほのぼの広場	エンゼル講座の公開講座として、乳幼児の子育てのあり方や、この時期に必要なとされる学習の機会を提供する。親子のふれあいの機会や親同士の交流の場を提供する。	Ⅰ-①、Ⅳ-①
エンゼル講座	0歳から未就園児を持つ親を対象とした講座であり、乳幼児の子育てのあり方や、この時期に必要なとされる学習の機会を提供する。親子のふれあいの機会や親同士の交流の場を提供する。	Ⅰ-①、Ⅱ-② Ⅳ-①
けいおん講座	軽音楽器の演奏技術の向上を図るとともに、練習の機会を通して中高生に休日の居場所を提供する。	Ⅰ-④、Ⅳ-①
SAKURA KIDS DANCERS	さくら清修高校ダンス部が講師となって小学生にダンスを指導し、ゆめ！さくら博で発表する。	Ⅰ-④、Ⅳ-① Ⅳ-②
公民館ボランティア	ボランティアの育成を図るとともに、ボランティア養成講座修了生の緑のカーテン設置・花植え等の実施による環境学習や、もちつき等の行事で世代間交流を図る。	Ⅲ-②、Ⅳ-① Ⅳ-②
菜の花学級	概ね60歳以上を対象とし、市公民館等を利用して開催。高齢期の学習機会の提供や学習内容の充実を図り、高齢者の心豊かな生きがいづくりの促進と社会参加を促しながら、高齢者自身の意欲と創意工夫を生かした学習活動を行う。	Ⅱ-①、Ⅱ-② Ⅱ-③
自治公民館活用事業	自治公民館を活動の拠点とし、「郷土学習」等を希望する概ね10人以上のグループに対し、講師を派遣する。	Ⅱ-④、Ⅳ-①
キッズ&ファミリーコンサート	出演者が実行委員会を組織し、実行委員会が主体となってコンサートの企画・運営を行う。	Ⅰ-①、Ⅲ-③ Ⅳ-①
成人向け講座	未経験者に対して、初級程度の知識や技術を習得できるよう学習の提供を行う。また、学びながら講座生同士が交流し、講座を楽しみ癒す場とする。	Ⅱ-①、Ⅳ-①
公民館フレンド講座	自分の特技を生かしてボランティア講師となり企画・運営を行う一般市民の講座に対し、講座の会場の無償提供や受講生の公募を行う。	Ⅲ-①、Ⅲ-② Ⅳ-①
公民館運営事業	公民館の運営・維持管理を行う。	Ⅴ-③
自治公民館建設費補助	自治公民館の新築・修繕等に対し、補助金を交付する。	Ⅴ-②、Ⅴ-③
高齢者講座	高齢者を対象として、介護予防のための健康に関する講座や安心して生活するための消費者講座等を開催する。	Ⅱ-③
公民館自主グループ育成	生涯学習や社会教育の振興、青少年健全育成を目的とした公共性の高いグループや団体を育成・支援することで、自主的な活動を継続的に行う。	Ⅳ-①

図書館

事業・取組み等の名称	事業等の内容	後期計画における 関連施策
子ども読書の推進	子どもの読書活動の習慣化を図るため家庭・地域・図書館・学校等が一体となり読書活動の推進及び読書環境の充実を行う。	I-②
電子図書の充実	図書館に来館することなく、自由な時間に充実した読書活動が可能となるよう電子図書の充実を図る。	V-②、V-③
ブックスタート事業	赤ちゃんと保護者が絵本を通して「楽しいひととき」を持つことを応援するため10か月児検診時に絵本としおりの無料配布や本の紹介を行う。	II-①
団体貸出事業	子どもが様々な本にふれあう機会を提供するとともに市立図書館から離れた地区に住む子どもの読書環境を向上させるため、保育園、小学校及び児童センター等へ絵本・児童書の貸出を定期的に行い、図書資料の利用促進を図る。	V-③
図書館イベントの充実	図書館が市民にとってより身近な存在となるよう、図書館まつり、リサイクル市、図書館オリジナルキャラクターさくちゃんを活用したイベントを開催する。	V-③
市民協働による図書館の運営	生涯学習の情報発信基地として、また、市民の憩いの空間として市民参加による協働型図書館を目指し、電子図書の充実や施設の環境整備等の重点施策を行う。	V-③

スポーツ振興課

事業・取組み等の名称	事業等の内容	後期計画における 関連施策
地域スポーツ活動の促進	市スポーツ協会加盟団体によるスポーツ教室の開催や、市民体育祭等により地域でのスポーツ活動の促進を図る。	II-⑤、III-③ IV-②
市民1人1スポーツ運動の推進	市スポーツ協会加盟団体主催によるスポーツ教室の実施や、各種スポーツイベント等を開催することにより、市民の運動機会の創出を図る。	II-①、II-⑤
アクアビクス教室	令和2年度よりB&G喜連川海洋センターにてアクアビクス教室を開催し、水中でのエアロビクスを行うことで、体力と健康づくりを推進する。	II-⑤
ウォーキング教室	栃木県ウォーキング協会に講師を依頼し、ウォーキングの姿勢や歩き方等のウォーキング教室を開催する。	II-⑤
総合型地域スポーツクラブへの支援	総合型地域スポーツクラブ「さくらスポーツクラブエンジョイ」に対し、施設使用料の全額減免や優先予約を行うことにより支援を行う。	II-①、II-⑤ III-③
スポーツ指導者養成研修会の充実	栃木県スポーツ推進委員協議会主催の各種研修会等に、さくら市スポーツ推進委員が出席し、知識や技術の習得等を行う。	II-⑤、III-①
ニュースポーツ教室の開催	小学生以上の方を対象として、誰でも気軽に楽しめるニュースポーツ教室を開催し、ニュースポーツや障がい者スポーツの普及、啓発を行う。	II-①、II-② II-⑤
さくら市民体育祭	例年、5月～9月にかけて氏家地区夏季球技大会、9月第1日曜日に喜連川地区夏季球技大会、11月3日（文化の日）に氏家地区秋季大会、11月第1日曜日に喜連川地区秋季大会を開催する。	II-⑤、IV-②
さくら市マラソン大会	例年、10月第2月曜日（スポーツの日）にさくらスタジアムを発着点として、さくら市マラソン大会を開催する。	II-⑤
さくら市民ハイキング	例年、7月上旬に山方面、11月中下旬にシティ方面へのハイキングを開催する。	II-⑤
学童ナイター野球大会	例年、8月下旬（県学童野球大会終了後）に、市内学童野球チームに対し、6年生最後の思い出作りやナイターの経験を目的として、大会を開催する。	I-④、II-⑤
スポーツ協会加盟団体主催の大会・教室開催促進	スポーツ協会加盟団体の大会開催数や教室生徒数に応じて、活動補助金（事業運営費、教室運営費）を交付し、大会・教室開催の促進を図る。	II-⑤
体育施設の整備推進	総合公園の整備をはじめ、各体育施設の充実と機能強化を図り、施設の有効利用を推進する。	II-⑤、V-③

さくら市ミュージアム

事業・取組み等の名称	事業等の内容	後期計画における 関連施策
学芸活動の推進	さくら市ミュージアム学芸活動における歴史・芸術・自然・環境等、文化遺産の調査と研究、収集資料の保管を行う。	Ⅱ－④
資料・施設・文化財の利活用の推進	資料保管と公開施設の利用推進・指定文化財の適切な保護・指定文化財や文化遺産の利活用を推進する。	Ⅱ－④
各種講座の開催	さくら市ミュージアムの講座（学芸員による出前講座等）・ふるさと歴史人物講座（荒井寛方、野口雨情、牧野牧陵、高塩背山等）・ふるさと昔話の継承に関する講座を開催する。自然に関する学習を推進する。	Ⅱ－④
さくら市歴史資料保存・活用事業	古文書調査と古文書保存システムの整備・埋蔵文化財の保護を行う。	Ⅱ－④
野州田植唄保存会補助事業・代々神楽保存会補助事業	代々神楽、野州田植唄の継承・保存のための支援を行う。	Ⅱ－④、Ⅳ－②

選挙管理委員会

事業・取組み等の名称	事業等の内容	後期計画における 関連施策
高校生選挙事務体験	次代を担う高校生が期日前投票事務の補助及び選挙時の街頭啓発をすることで、選挙の意義や制度を理解し、選挙に対する意識の高揚を図る。	Ⅰ－④

用語解説

【あ行】

アクアビクス

アクア（水）とエアロビクス（有酸素運動）を合わせた和製英語。水泳を除く水中トレーニングのこと。水の浮力が働き、関節への負担がかかりにくく、また、水の抵抗によって負荷量を調整できるため、運動初心者や高齢者でも無理なく取り組める。

生きがいセンター

高齢者がこれまで培った豊かな経験と知識を発揮し、生涯を健康で生きがいを持って創造活動ができるよう、高齢者福祉の推進を図ることを目的に設置された機関。さくら市社会福祉協議会に委託し、管理運営をしている。陶芸やレザークラフト等の教室を開催。

エンゼル講座

0歳児から未就園児を持つ親を対象とした講座。乳幼児の子育てのあり方やこの時期に必要なとされる学習の機会を提供するとともに、親子のふれあいや親同士の交流の場を提供する。

応援スペースしゃぼん玉

障がい者やその家族が集まり、気軽に交流や相談ができる場所。

親子応援講座

小学校就学時健診時に、小学校生活を充実するために必要な生活習慣や親子の関わりについて講座を実施するもの。

【か行】

課外さくらスクール

児童生徒の確かな学力・豊かな心・健やかな体を育むために開設する課外授業。「さくら未来塾」は施策の一つ。子ども達の知・徳・体を総合的に育み、「心身共に健康で、生涯にわたり自己実現し、社会に貢献できる人づくり」の目標の達成に向けて、多くの学びの機会を提供している。

学力向上推進リーダー

小学校の国語と算数の教科指導の実績のある教員で、栃木県教育委員会から「学力向上推進リーダー」に認定を受けた者。担当学校内の教員の指導力向上を図るための指導を目的として設置している。

学校運営協議会

保護者や地域住民等の意向を学校の運営に反映させるため、保護者や地域住民等から構成される協議会。協議会を設置した学校を「コミュニティスクール」と言う。さくら市ではすべての学校に協議会が置かれている。

家庭児童相談室

家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、社会福祉法に基づき設置される福祉事務所が行う業務のうち、家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化するために設けられたもの。さくら市では、こども政策課において、家庭児童相談員が家庭内での子育てによる諸問題に対し、電話、面接、訪問による相談支援を行っている。

公民館フレンド講座

市民が自分の特技を生かしてボランティア講師となり、企画・運営を行う講座。

子育て世代包括支援センター

母子保健法に基づき設置するもので、保健師等が妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの作成や連絡調整を行う等、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健及び育児に関する切れ目のない支援を提供している。さくら市では、氏家・喜連川の両保健センター内に専用相談室「さくらっこ子育て相談ルーム」を設置し、母子保健コーディネーターが必要なサービスの提供や相談支援につなげるためのマネジメントを行っている。

子ども家庭総合支援拠点

子どもを取り巻く福祉の向上を図ることを目的として、児童福祉法に基づき設置される子どもとその家庭及び妊婦に関する支援を一体的に担うための機能を有する拠点。専門的な相談対応や訪問等による継続的支援を行う。特に、要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図るもの。

【さ行】

さくら未来塾

「課外さくらスクール」の施策の一つ。小学生を対象とする「わくわく体験コース」、小・中学生を対象とする「ぐんぐん学力アップコース」等のメニューがある。

さくらユースボランティア

さくら市内の小学生から高校生までの青少年を対象としたボランティア登録制度。市では、ボランティア活動のコーディネートを行う。

さくらリーダーズクラブ

さくら市内に在住・在学する中学・高校生が自主的に行っている、さくら市及び学校公認のボランティア団体。子ども会活動の支援や市の行事、福祉活動への参加協力のほか、子ども達を対象とした遊びや体験活動の企画・実施をしている。

サテライト（施設）

本来の意味は、衛星・人工衛星のこと。本計画では、市内の学習施設のことをいう。

本計画では、市内の施設等を「喜連川まちなか歴史ゾーン」「阿久津河岸エコミュージアムゾーン」「蒲須坂駅前まちづくりゾーン」「奥州街道『氏家宿』ゾーン」「穂積里山体験ゾーン」「新たな拠点ゾーン」の6つの生涯学習ゾーン（施設群）として位置づけ、各ゾーン内にある施設や神社仏閣、史跡、自然環境等のあらゆるものが生涯学習における学びの場と捉えている。

さくら市では、公民館や図書館、博物館等の公共施設だけではなく、各ゾーン内の施設等をサテライト施設として活用し、様々な生涯学習活動が展開されている。

市民活動支援センター

市民活動やボランティア活動の拠点。専門知識を持ったコーディネーターが、様々な市民活動に関する情報の収集、提供を行い、団体の立ち上げ方、他団体との連携といったことについて相談に応じる。

市民協働推進チーム

「市民と職員が協働してよりよいまちを作る」という意識を高めることを目的に、入庁10年目以下の若手職員で構成する組織。協働に関する知識やスキルを習得するための勉強会やファシリテーション研修を行うほか、市民や企業との協働事業を提案し実施する。

市民大学

市民のために開設される講座。その時々々の生涯学習の現状や課題を踏まえてテーマを設定し、地域のリーダーとして活動できる市民を育成する。

シルバー人材センター

高齢者の就労支援・社会参加を促し、地域の発展に寄与することを目的として運営している公共的・公益的な団体。原則60歳以上で働く意欲のある健康な人に対して、臨時的な仕事の提供を行う。

青少年センター

青少年の健全育成に関する総合的施策を推進するための機関。さくら市では、生涯学習課内に拠点を置き、少年指導員会のあいさつ巡回活動に加え、広報啓発・ICT研究・研修・体験活動等、青少年健全育成のための様々な活動を行っている。

総合型地域スポーツクラブ

身近な地域でスポーツを楽しむことができる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで、多様なスポーツを愛好する人々が、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。さくら市では、「NPO法人 さくらスポーツクラブエンジョイ」が、年間を通して、体育館や公民館等で様々なスポーツ教室を開催している。

【た行】

代々神楽（保存会）

さくら市指定無形民俗文化財。柿木澤地区の若者によって、旧暦の9月19日に星の宮神社に奉納されていたもの。この神楽は塩谷町の風見神楽の流れをくんだ神田流、囃子は小松流を継承している。

瀧澤家住宅

さくら市櫻野地区の旧奥州街道沿いにあり、明治時代から大正時代にかけて活躍した実業家・瀧澤喜平治によって建てられたもの。「鐵竹堂」「蔵座敷」「長屋門」の3棟が栃木県文化財に指定されている。平成26年3月にさくら市が取得。

地域学校協働本部

幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が連携・協働しながら、地域全体で子どもの成長を支え、地域を創生するための活動を推進するための体制。さくら市では、市内すべての小中学校で、校内における組織づくりやコーディネートシステムの構築、支援のための研修等に取り組んでいる。

でまえ学び塾

市民等で構成する団体からの要請に基づき、団体が主催する集会等に専門知識を持った市職員や市民ボランティアを講師として派遣する出前講座。

【な行】

菜の花学級

概ね60歳以上を対象とした講座。高齢者の心豊かな生きがいがづくりの促進と社会参加を促しながら、高齢者自身の意欲と創意工夫を生かした学習活動を行う。

【は行】

ブックスタート

赤ちゃんと保護者が絵本を通して「楽しいひととき」を持つことを応援する運動。さくら市では、10ヶ月健診の受診時に、絵本2冊の無料配布及び絵本の紹介を行う。

放課後子ども教室

放課後や週末に子ども達の居場所をつくるため、校庭や教室を開放し、地域住民の協力によって学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等を行う取り組み。さくら市では、喜連川小学校区と押上小学校区の2地区で実施している。

放課後等デイサービス

6歳から18歳までの障がいのある子どもが放課後や長期休暇中に通所できる福祉サービス。居場所を提供するとともに、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練、社会との交流促進のために必要な訓練や支援を行う。

ボランティアポイント制度

公益的なボランティア活動を行う市民を奨励し、まちづくりの担い手を育てるとともに市民活動への参加を促進するため、活動1回につきポイントを付与し、規定ポイント数に達した場合に物品等として還元するもの。

【ま行】

マイチャレンジ事業

中学生が、自分の将来を見つめるとともに地域のつながりを深めるために、社会に出て職業を体験したり、地域住民と触れ合ったりする活動を行うもの。

【や行】

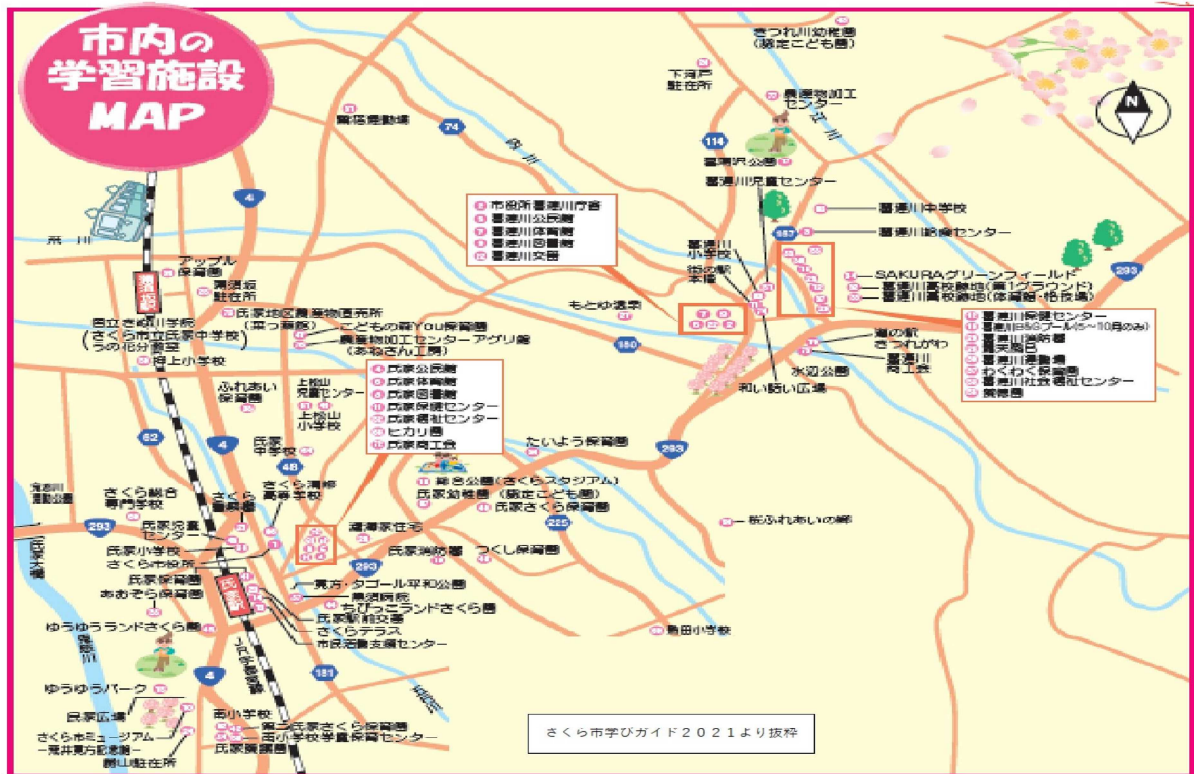
野州田植唄（保存会）

さくら市指定無形民俗文化財。「田植唄」は、豊作を祈願する「神事唄（しんじうた）」が、田での共同作業や単調な作業を紛らわせる労働の唄として変化した。機械化によって失われそうになったものを、地元民謡会の尽力により収集し、継承している。

ゆめ！さくら博

市内の生涯学習施設等を会場として、毎年1回開催される、市民の学びの成果や行政の取り組みを発表する場。参加者が主体的に取り組み、生涯学習の振興を目指して行われる。

市内の生涯学習関連施設



さくら市教育委員会所管

公民館	氏家公民館
	喜連川公民館
図書館	氏家図書館
	喜連川図書館
さくら市ミュージアム — 荒井寛方記念館 —	
瀧澤家住宅（栃木県指定文化財）	

総合政策課所管

さくら市民活動支援センター

商工観光課所管

さくらテラス

都市整備課所管

さくらスクエア
ゆうゆうパーク

スポーツ振興課所管

屋内体育施設	氏家体育館
	喜連川体育館
	鷲宿体育館
	河戸体育館
	金鹿体育館
	穂積体育館
	喜連川弓道場
	喜連川高校跡地体育館
屋外体育施設	総合公園（プール・スタジアム）
	菖蒲沢公園
	鬼怒川運動公園
	喜連川運動場
	喜連川運動場テニスコート
	鷲宿運動場
	喜連川高校跡地グラウンド
	SAKURA グリーンフィールド 喜連川 B&G 海洋センター

発行日 令和4年3月

編集発行 さくら市生涯学習推進本部

(事務局 さくら市教育委員会生涯学習課)

〒329-1492 栃木県さくら市喜連川4420番地1

監修 佐々木英和 (宇都宮大学地域創生推進機構 教授)